

## 1月企画運営委員会次第

日 時 平成24年1月11日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 理事会の開催概要について
  - (2) 新年懇親会の開催について
  - (3) その他
    - ・「子どもが真ん中」子ども家庭フォーラム」への参加勧奨について
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-18、11-19
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※2月企画運営委員会（予定）

平成24年2月8日(水)15:00～ 県社会福祉会館 2階第1会議室

# 新年懇親会次第

日時 平成24年1月11日(水)17:30～  
会場 ホテルキャメロットジャパン  
4階「フロンティア」

- |  |        |
|--|--------|
| 開会                                     | 真壁総務部長 |
| 1 開会のことば                               | 宮田副理事長 |
| 2 理事長あいさつ                              | 都築理事長  |
| 3 顧問あいさつ                               | 富田顧問   |
| 4 乾杯                                   | 相馬副理事長 |
| — 懇談・会食 —                              |        |
| 5 保育士会による楽しいゲーム<br>・保育士会会長あいさつ<br>・ゲーム | 富田会長   |
| 6 中締め                                  | 萩原副理事長 |
| 閉会                                     | 真壁総務部長 |

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成24年1月11日(水) 13時 ~  
場 所 県社会福祉会館 1階 第3会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
  - (1) 民間保育所運営費補助金減額の見直しに関する緊急要望について
  - (2) 3月定時総会及び4月定時総会の開催について
  - (3) 平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画(案)及び予算(案)について
  - (4) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
  - (5) 保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)の開催について
  - (6) 神奈川県保育会創立50周年記念大会決算報告について
  - (7) その他

※ 理事会終了後のスケジュール

15:00~ 企画運営委員会(2階 第1会議室)

17:30~ 新年懇親会(ホテルキャメロットジャパン 4階  
フェアウインド)

## 理 事 会 名 簿

職 名	氏 名	備 考
理事長	都 築 融 光	
副理事長	宮 田 丈 乃	
副理事長	相 馬 宣 正	
副理事長	榊 居 祐 三	
副理事長	萩 原 敬 三	
理 事	真 壁 洋 道	
理 事	高 木 睦 子	
理 事	三 崎 たずる	
理 事	大 塚 哲 朗	
理 事	岩 澤 貞 之	
理 事	山 本 昇	
監 事	小 川 晃	
監 事	石 野 美保子	

# 緊急要望書

平成 24 年 1 月 日

一般社団法人神奈川県保育会  
日本保育協会神奈川県支部  
財団法人神奈川県民間保育園協会

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

### 法人立保育所運営費補助金減額について緊急要望

黒岩県知事様におかれましては、高邁な指導力をもって県政を推進され、とりわけて児童福祉の推進のためにお力を賜っておりますことに、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

私ども、神奈川県内保育3団体に結集いたします保育関係者は、園児と保護者の最善の幸せのために保育事業に誠心誠意取り組みながら、神奈川県をはじめ市町村の行政に精一杯の協力をさせていただいてまいりました。

このほど神奈川県議会に「法人立保育所運営費補助金減額について請願」を提出しているところでございます。その請願と趣旨は同様であります。予算に係ることでもありますので、改めて黒岩県知事様に、私ども現場を預かる者の苦境をご聴取頂きたくご要望申し上げます。

以下項目別に申し上げますことをお許してください。

#### 1. 要望の要旨

- (1) 平成23年10月14日付け政策局長による「平成24年度当初予算の編成について（依命通知）」が出され、それに基づき一方的に私立保育所運営費補助金の大幅な削減がなされようとしております。
- (2) 依命通知によれば、「個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、（中略）真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。こうした考え方にに基づき、関係団体等ときめ細かな調整を行うこと」とされておりますが、数回の短時間の説明会が開催されましたが、質疑の時間も十分でないまま今日に至っており、納得ができませんので、減額について反対の要望をさせていただきます。

#### 2. 要望の理由

- (1) 私立保育所運営費負担金については、児童福祉法に基づき別紙1のとおりですが、このたび、別紙2の県・市町村協調補助を含め、県3分の1・市町村3分の2とする案が示され、平成23年12月22日付けで神奈川県市長会並びに神奈川県町村会連名により、別紙3のとおり緊急要望がされており、一部市町村におきましては、保護者負担金（保育料）の値上げも検討されていると聞いております。
- (2) 厳しい財政状況につきましては、県税収の減など一定程度理解いたしますが、市町村においても同様の状況にあり、県が私立保育所運営費を市町村に負担させる現状案が実施されますと、補助金を負担できない市町村も出てくると聞いております。
- (3) 今回の県保育所運営費補助金が減額されますと、県が関係団体等に示している約98万円ではなく、別紙2のとおりとなり、特に国や県が奨励している産休明けからの乳児を多く保育している保育所に影響が大きく、乳児保育を積極的に推進することが出来なくなることが想定されております。
- (4) また、私立保育所の運営費の大部分は、人件費であり、保育士等の雇用にも影響が出ることも予想され、人員削減も予想されております。

以上

平成24年1月 日

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 都 築 融 光

事務局 住所 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
電話 045-311-8754

日本保育協会 神奈川県支部

支部長 高 橋 六 郎

事務局 住所 平塚市北金目459-1  
電話 0463-58-1882

財団法人 神奈川県民間保育園協会

理事長 奥 村 栄

事務局 住所 横浜市青葉区みたけ台26-17  
電話 045-971-8680

# 請 願 書

紹介議員



## 法人立保育所運営費補助金減額についての請願

神奈川県議会におかれましては、県政の発展のために、とりわけ社会全体で子育てがしやすく、すべての子どもが育つ仕組みづくりなど、児童福祉の推進のために、お力を賜っておりますことに対しまして、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

### 1 請願の要旨

- (1) 平成 23 年 10 月 14 日付け政策局長による「平成 24 年度当初予算の編成について(依名通知)」が出され、それに基づき一方的に私立保育所運営費補助金の大幅な削減がなされようとしております。
- (2) 依名通知によれば、「個々の事業を一律に削減するのではなく、県民生活に与える影響に十分配慮するとともに、(中略)真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。こうした考え方にに基づき、関係団体等ときめ細かな調整を行うこと」とされておりますが、数回の短時間の説明会が開催されましたが、質疑の時間も十分でないまま今日に至っており、納得ができませんので、減額について反対の請願をさせていただきます。

### 2 請願の理由

- (1) 私立保育所運営費負担金については、児童福祉法に基づき、別紙 1 のとおりですが、このたび、別紙 2 の県・市町村協調補助を含め、県 3 分の 1・市町村 3 分の 2 とする案が示され、平成 23 年 12 月 22 日付けで神奈川県市長会並びに神奈川県町村会連名により、別紙 3 のとおり緊急要望がなされており、一部市町村におきましては、保護者負担金(保育料)の値上げも検討されていると聞いております。
- (2) 厳しい財政状況につきましては、県税収の減など一定程度理解いたしますが、市町村においても同様の状況にあり、県が私立保育所運営費を市町村に負担させる現状案が実施されますと、補助金を負担できない市町村も出てくると聞いております。
- (3) 今回の県保育所運営費補助金が減額されますと、県が関係団体等に示している約 98 万円ではなく、別紙 2 のとおりとなり、特に国や県が奨励している産休明けからの乳児を多く保育している保育所に影響が大きく、乳児保育を積極的に推進することが出来なくなることが想定されております。
- (4) また、私立保育所の運営費の大部分は、人件費であり、保育士等の雇用にも影響が出ることも予想され、人員削減も予想されております。

以上

平成 24 年 1 月 日

神奈川県議会議員 持田 文男 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

事務局住所 横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

電話番号 045-311-8754

日本保育会神奈川県支部

支部長 高橋 六郎

事務局住所 平塚市北金目 459-1

電話番号 0463-58-1882

財団法人神奈川県民間保育園協会

理事長 奥村 栄

事務局住所 横浜市青葉区みたけ台 26-17

電話番号 045-971-8680

民間保育所運営費のしくみと民間保育所運営費補助金の見直し等について

1 民間保育所運営費負担金【児童福祉法に基づく国制度】

民間保育所（認可）の保育の実施にかかる最低基準を維持するための費用を、  
 国・県・市町村が支弁するための負担金

(1) 内容

基本分（保育単価（地域差・定員規模別・年齢別）×入所児童数）+各種加算

\*保育単価算定の基礎となっている職員構成

①児童福祉施設最低基準による保育士配置 + ②施設長 + ③調理員（2人）

乳児 3人:1人 1~2歳児 6人:1人 3歳児 20人:1人 4歳以上児 30人:1人

(2) 負担割合

運営費負担金支弁額			保護者負担分(=保育料) * 保護者の所得階層及び入所児童の年齢に応じて月額0~104,000円（県所管域の平均は月額20,600円）
公費負担分			
国 1/2	県 1/4	市町村 1/4	

2 神奈川県民間保育所運営費補助【県・市町村協調補助】

民間保育所の自主的で柔軟な施設経営の促進、入所児童の処遇向上、地域間の均衡の保持のための、県・市町村による協調補助

(1) 内容

① 保育所機能強化費

- ・基本分・利用者別基礎加算：児童処遇向上のための職員加配
- ・級地格差是正加算：国の保育所運営費の級地間の単価差補填

② 特別経常費

施設・設備整備のための借入金償還元金

(2) 補助割合

県 1/2 : 市町村 1/2

3 神奈川県民間保育所運営費補助をめぐる対応等

(1) 平成21~23年度：段階的なメニュー廃止

- ①利用者別基礎加算（3~5歳児）・開所時間延長加算・障害児加算の廃止
- ②施設設備整備借入金の償還金補助の新規対象：22年度までで廃止

(2) 平成22・23年度：財政悪化に伴う県予算の不足

県基準どおりの補助額から、一定率で減額(=執行抑制)して市町村へ交付 A  
 ⇒ 市町村が独自に、県の減額分を補填して、各保育所に補助  
 ⇒ 独自の補填による市町村財政負担を問題として、市町村から改善要望

(3) 平成24年度：市町村への補助の執行抑制を回避するための見直し(案) B

見直し案の平均影響額（23⇒24年度の1施設あたり年額）A-B=△ 約98万円

平成24年度民間保育所運営費補助金見直しによる影響額推計

1 県費補助対象分(保育所機能強化費)単価削減内訳

区分	H23年度単価		H24年度単価		削減率(%)
	年額	月額	年額	月額	
基本分	4,125,068	19,097	2,744,469	12,705	△ 33.0%
利用者別基礎加算	0歳児	19,097	12,705	12,705	△ 33.0%
	1歳児	19,097	12,705	12,705	△ 33.0%
	2歳児	8,814	5,884	5,884	△ 33.0%

基本分の1/18÷12月

基本分の1/18÷12月

基本分の1/39÷12月

2 平成24年度補助金減額見込額推計・定員別モデル(基本分+0~2歳児利用者別基礎加算)

区分	H23年度		H24年度		削減率(%)
	年額	月額	年額	月額	
60人定員	9,977,564	46,743	6,638,085	31,132	△ 33.9%
90人定員	12,181,064	57,957	8,104,065	37,723	△ 33.6%
120人定員	13,538,420	63,765	9,007,101	41,371	△ 33.2%
150人定員	16,253,132	76,162	10,813,173	49,158	△ 33.5%

<参考>減額見込額積算内訳

区分	単価削減分	60人定員		90人定員		120人定員		150人定員	
		対象数	減額見込額	対象数	減額見込額	対象数	減額見込額	対象数	減額見込額
基本分	△ 1,380,599	1	△ 1,380,599	1	△ 1,380,599	1	△ 1,380,599	1	△ 1,380,599
利用者別基礎加算	0歳児延べ児童数分	96	△ 6,392	108	△ 6,903	120	△ 7,670	168	△ 10,738
	1歳児延べ児童数分	144	△ 6,392	192	△ 1,227,264	240	△ 1,534,080	312	△ 1,994,304
	2歳児延べ児童数分	144	△ 2,950	264	△ 778,800	288	△ 849,600	336	△ 991,200
利用者別基礎加算分計			△ 1,958,880		△ 2,696,400		△ 3,150,720		△ 4,059,360
合計			△ 339,779		△ 4,076,999		△ 4,511,319		△ 5,439,959

※延べ児童数は、市内民間保育所におけるH23年度の入所児童数を基に設定

## 民間保育所運営費補助金減額の見直しに関する緊急要望

神奈川県単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成21年度より開所時間加算及び3歳から5歳の利用者別基礎加算が段階的に削減され、平成23年度には完全廃止となっています。

更に、平成24年度以降には、同補助金の単価の減額とともに、県と市町村の負担割合についても、現行の県1/2・市町村1/2から、県1/3・市町村2/3に段階的に変更されようとしております。

子育て支援策については、県内各市町村ともに重点施策に掲げ、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、安易にこの補助金を削減できない状況にあります。

また、この補助金は、平成22年度、23年度には、県の財政状況を理由に満額交付されず、多くの市町村が一般財源により、その不足分を補填しております。

各市町村の財政状況は、県と同様に大変厳しい状況であり、今回の補助金の削減案は到底容認できるものではなく、削減案の撤回を強く要望いたします。

平成23年12月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会長

箱根町長 山口 昇士

# 同 意 書

平成 24 年 1 月 日付けで提出された、神奈川県内保育三団体による次の緊急要望書等について、同意いたします。

- 1 神奈川県知事あて 法人立保育所運営費補助金減額についての緊急要望

平成 24 年 1 月 日

(市町村園長会名)

(会長名)

# 同 意 書

平成 24 年 1 月 日付けで提出された、神奈川県内保育三団体による次の緊急要望書等について、同意いたします。

- 1 神奈川県議会議長あて 法人立保育所運営費補助金減額についての請願

平成 24 年 1 月 日

(市町村園長会名)

(会長名)

<企画運営委員会資料(24.1.11)>

**保育関係施策説明会における井上次世代育成課長の発言について**

平成23年12月19日(月)、海老名市役所で開催された標記説明会において、井上神奈川県次世代育成課長の不適切な発言に対し、別紙のとおり、遺憾の意を表し、謝罪と撤回を要求し、文書での回答を求めましたので、神奈川県保育会の会員の皆様にご報告いたします。

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光



平成 24 年 1 月 10 日

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
次世代育成課長 井上 従子 殿

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光



保育関係施策説明会における貴職の発言について

前略 用件のみ取り急ぎ申し上げます。

平成 23 年 12 月 19 日(月)、海老名市役所において開催された標記説明会において、民間保育所運営費に関する貴職の説明の中で、「県の財政難に対し神奈川県保育会が理解を示している。」といった趣旨の発言があったと聞き、大変困惑しており、多数の会員から事実の確認と抗議が寄せられております。

12 月 14 日(水)に、貴職からの求めに応じ、神奈川県社会福祉会館で、萩原副理事長及び三瓶事務局長立ち会いのもとに、民間保育所運営費に関する説明を受けた際に、「この件に関しては、私の判断でお返事することは差し控えたい。会員の皆さんの前で説明をしていただきたい。」と申し上げたのみで、決して、理解を示したものではありません。

このような事態に立ち至ったことは、大変遺憾であり、嚴重に抗議をさせていただきますとともに、この貴職の発言に対し、謝罪と撤回を要求いたしますので、貴職から書面にてのご回答を 2 週間以内にいただきたく、強く要請申し上げます。

草々

(連絡先)一般社団法人神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

Tel 045-311-8754

Fax 045-311-1837

13

平成23年11月28日

各市町村保育主管課長 殿

神奈川県保健福祉局  
福祉・次世代育成部次世代育成課長

保育関係施策説明会の開催について（通知）

本県の児童福祉行政の推進につきまして、日ごろより格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、次のとおり標記会議を開催しますので、御出席いただくとともに、貴所管民間保育所に対する周知をお願いします。

なお、御多忙のところ恐縮ですが、出席者（貴所属及び貴所管民間保育所）をとりまとめの上、別紙様式にてEメールにて平成23年12月9日（金）までに御回答願います。

1 日時・場所

(1) 海老名会場

平成23年12月19日（月） 10:00～12:00

海老名市役所4F 401会議室

（海老名市勝瀬175-1 TEL 046-235-4824）

(2) 藤沢会場

平成23年12月19日（月） 14:30～16:30

神奈川県藤沢合同庁舎 5F 大会議室

（藤沢市鵠沼石上2-7-1 TEL 0466-25-1111）

2 対象

(1) 海老名会場

対象市町村保育主管課・民間保育所

（対象市町村：小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町、清川村）

(2) 藤沢会場

対象市町保育主管課・民間保育所

（対象市町：平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町）

3 議題

(1) 保育所施設現況調査及び面積基準等について

(2) その他

※ 会場の都合上、各市町村からの出席者は最低1名をお願いします。また、各民間保育所からの出席者は各園1名をお願いします。

※ 原則、指定の会場をお願いします。ただし、ご都合が悪い場合は、会場を変更していただいても結構です。なお、両会場とも説明内容は同一です。

問い合わせ先

保育・待機児童対策グループ 小泉

電話 045-210-4663

Eメールアドレス [koizumi\\_6xtr@pref.kanagawa.jp](mailto:koizumi_6xtr@pref.kanagawa.jp)

保育関係施策説明会 次第

日 時 平成23年12月19日(月)  
10:00~12:00  
場 所 海老名市役所4階 401会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 保育所施設現況調査及び面積基準等について

(2) 民間保育所運営費について

(3) その他

## 一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程（案）について

### 1 事業計画・予算案総会

- ① 日 時 平成24年3月14日(水)15時～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室（予定）
- ③ 議 題
  - 議 案
    - ・ 平成24年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画（案）及び予算（案）について
  - 報告事項
    - ・
- ④ 当日のスケジュール
  - ・ 10:30～ 理事会
  - ・ 13:00～ 企画運営委員会
  - ・ 15:00～ 総会

### 2 事業報告・決算総会

- ① 日 時 平成24年4月28日(土)11時10分～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室（予定）
- ③ 議 題
  - 議 案
    - ・ 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
  - 報告事項
    - ・ 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ④ 当日のスケジュール
  - ・ 10:00～ 保育事業大会式典
  - ・ 11:10～ 総会
  - ・ 13:30～ 研究発表会

（※ 4月企画運営委員会 4月11日（水））

正副理事長・理事様へ

- 来年度の事業計画・予算案については、2月8日の企画運営委員会に提案し、3月14日の企画運営委員会終了後の定時総会に提案し、決定したいと考えています。
  
- そこで、今年度の事業計画・予算資料を見直し、
  - ① 来年度、新たに実施すべき事業
  - ② 今年度で廃止した方が良いと思われる事業
  - ③ 来年度も引き続き実施するが、実施に当たっての考え方や記述内容等を変更した方が良いと思われる事業や箇所等について、ご教示いただきたいと考えています。
  
- お気づきの点等がありましたら、1月20日(金)までに、メモにまとめていただき、事務局宛てにご連絡下さいますようお願いいたします。

## 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

### I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

現在、国においては、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるための仕組みの中で、幼保一体化を含め、制度・財政・給付について包括的・一元的な制度を構築するという構想に向けて検討が進められており、大きな社会の転換期を迎えようとしております。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の構築を目指しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進してまいります。

#### (1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化していく。

#### (2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきている。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

#### (3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組んでいく。また、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き

き検討していく。

#### (4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおり、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

### II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 当会の重要事項をはじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域や専門部の動向等に関する情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設けて、随時開催し検討、協議を行う。

### III 専門部会が実施する事業

#### 1 総務部

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理する。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月23日(土)]
- ② 区市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催 [7月27日(水)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月2日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

#### 2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。

- ① 新任保育士研修
- ② 保育専門講座Ⅰ
- ③ 保育専門講座Ⅱ
- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

- ⑥ 保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)  
(※⑥実施の場合は、④は中止して⑥に振り替える。)

### 3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

### 4 広報部

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年3回発行し、会員、行政、関係団体に配布するとともに、昨年度開催した「当会創立50周年記念大会」の概要をとりまとめた記録集を編集・発行する。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

### 5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

## IV 専門委員会

次の専門委員会を設け、必要に応じて会議を開催して活動する。

#### ○ 公立保育所専門委員会

地域における公立保育所の役割や保育の質を高める取組みについて意見交換、情報交換を行い、公立保育所の問題を専門的に推進することを目的に活動する。

#### ○ 民間保育所経営問題専門委員会

民間保育所における制度や人材等の問題について、県内の状況を判断しながら調査・分析を行っていく。また、次代の施設長等の交流の場として活用していく。

#### ○ 食育推進委員会

保育所における乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るため、調査研究し、会員との情報交換を行う。本年度は、「食を通して保育を考える」をテーマに活動する。

#### ○ 表彰選考委員会



全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰者を決定して理事長に報告するため、委員会を開催する。

#### V 保育園利用者相談室

- ① 会議の開催 … 運営委員会(6回)、第三者委員・運営委員合同会議(2回)
- ② 保育園利用者等からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等
- ③ 研修会の開催(2回)
- ④ 会員の新規募集、会員証の発行
- ⑤ 会員等への情報提供
- ⑥ 参考図書配布
- ⑦ 第三者委員候補者の選考
- ⑧ 保育園利用者相談室のあり方の検討

#### VI その他事業

##### 1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月14日(木)～15日(金) 千葉市]
- 全国保育研究大会 [11月2日(水)～11月4日(金)横浜市]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月8日(木)～9日(金) 群馬県前橋市]

##### 2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

## 平成 23 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰選考委員会(上旬)</li> <li>・22年度監査(上旬)</li> <li>・委員会(14日/木)、部会(14日/木)</li> <li>・第45回保育事業大会(23日/土)</li> <li>・定時総会(23日/土)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協新任保育士激励会(9日/土)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(18日/水)、部会(18日/水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任保育士研修会</li> <li>・全保協会長表彰選考委員会</li> <li>・委員会(15日/水)、部会(15日/水)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育かながわ」75号発行(初旬予定)</li> <li>・委員会(27日/水)、部会(27日/水)</li> <li>・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(27日/水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育研究大会 (14～15日)千葉市</li> <li>・食育推進研修会</li> </ul>
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所トップセミナー</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算対策協力金活動開始</li> <li>・委員会(14日/水)、部会(14日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅰ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育事業連絡協議会 (8～9日)群馬県前橋市</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(12日/水)、部会(12日/水)</li> <li>・「保育かながわ」76号発行(下旬予定)</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(9日/水)、部会(9日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅱ</li> <li>・保育園利用者相談室研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国保育研究大会(2～4日)横浜市</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(2日/金)、部会(2日/金)</li> <li>・保育の日前夜祭(2日/金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県保育の日(3日/土)</li> <li>・全国保育組織正副会長等会議</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(11日/水)、部会(11日/水)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会</li> <li>・保育所食育研修会</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(8日/水)、部会(8日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅲ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協保育所長リーダー研修会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(14日/水)、部会(14日/水)</li> <li>・定時総会(14日/水)</li> <li>・「保育かながわ」77号発行(下旬予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会</li> </ul>

[注]随時開催 ①理事会(正副理事長・部長等会議) ②専門部会 ③専門委員会

様式 1

選考 No.
資料 受付 No.

平成 23(2011)年度 日社済社会福祉助成金交付申請書

平成 23(2011)年 12 月 12 日

1. 申請者

申請団体	法人格	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	設立年	平成 21 年
	法人の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉 <input type="checkbox"/> 財団 <input checked="" type="checkbox"/> 社団 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他( )		
	法人名	一般社団法人		
	団体名	神奈川県保育会		
	住所 〒	2 2 1 - 0 8 4 4		神奈川県 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL	045 ( 311 ) 8754	FAX045	( 311 ) 1837	
代表者	職名	理事長	代表者名	都築 融光 ㊞
事業実施 責任者	連絡先住所 〒	2 2 1 - 0 8 4 4		神奈川県 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  一般社団法人 神奈川県保育会 事務局
	TEL	045 ( 311 ) 8754	FAX	045 ( 311 ) 1837
	E-Mail	kenho @hoiku-kanagawa.jp		
責任者名	事務局長	三瓶 十美夫	経理責任者名	黒澤 敏江

法人格のない任意団体、グループ等は、市区町村社会福祉協議会の推薦を得て申請してください。

団体名	社会福祉協議会	TEL	( )
代表者名	㊞	連絡責任者	

## 事業計画書

## 2. 申請事業の概要

事業分類	<input checked="" type="checkbox"/> (A)集合研修 <input type="checkbox"/> (B)派遣研修 <input type="checkbox"/> (C)実践研究 <input type="checkbox"/> (D)調査研究		
事業名称	保育園利用者相談室特別研修会		
実施期間	平成 25 年 2 月 頃	参加予定数	約 150 名

※事業のテーマや内容の先駆的要素、パイロット性を具体的に説明してください。

(1) 申請事業の目的（きっかけ、達成しようとする目的など 300 字以上で説明してください。）

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者（この場合は保育園の園長等）は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等（この場合は保育園園児の保護者等）からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

これに基づき、旧厚生省から苦情解決の体制や手順等についての指針（「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」）が出されており、保育園では、指針に示されている「第三者委員」の設置等の体制整備を行っている。

しかし、保育園の規模等から、「第三者委員」の単独設置が困難なところも多く、この指針では、複数の保育園が共同で設置することを認めており、神奈川県保育会（以下「当会」という）では、平成 13 年度から、「保育園利用者相談室」を当会内に共同設置して、保育園内で発生する保護者等からの苦情や要望等に、当該保育園との間に入って、解決のための斡旋・調停等を実施しており、今年度で10年目を迎えている。相談室会員数は、現在163 会員。

この保育園利用者相談室の主要事業は、苦情・要望等の解決であるが、相談室会員の資質の向上のために、研修会や広報等の事業を合わせて実施しており、今回、10周年を記念した苦情等解決のための講義、事例研究等を内容とした特別研修会として企画したい。

(2) 協力団体の概要 (団体名と後援、資金協力、共同実施など協力内容を具体的に記載してください。)

特になし。

(3) 申請事業の内容 (いつ、どこで、誰が、何をどのようにするかを具体的に 400 字以上で説明してください。)

当会では、定期研修会として、年2回の半日単位の研修事業を実施している。

第1回目は、主として様々な分野の学識経験者を招いて、講義形式の研修会を開催し、第2回目は、保育園で発生した又は発生しそうな複数の苦情等事例をテーマに、保育士や保育園の考えや対応、保護者の対応等の経緯を加えて、受講生に示し、グループ討議形式で行い、解決又は改善案をまとめた討議結果の公表とそれに対する3名の「第三者委員」による総括・講評により、受講生の意識の高揚、保護者対応技術の向上等に役立たせている。

昨年度の研修会の実績は、以下のとおり。

なお、昨年度から、当会が法人化したことによる公益性の観点から、当会会員(現在298会員)であって、相談室会員でない会員(135会員)にも研修会参加の道を拓いている。

月・日(曜)	研修テーマ	講師	参加数
11. 15(月)	「保護者心理と心構え～クレーム対応について」・グループ討議	聖マリアンナ医科大学講師 臨床心理士 岩倉 拓 氏	127名
2. 7(月)	「保育園の苦情事例等を中心とした事例研究」	指導・助言・講評 第三者委員 前田園調布学園大学副 学長 小林 育子 氏他	80名

助成事業として採択された場合には、年2回の定期研修会とは、別枠で、例えば、午前中は講義形式の座学、午後は講義の中から材料を抽出したグループ討議形式等の複合型の特別研修会としたい。

なお、当会は、神奈川県内の政令市(横浜市、川崎市、相模原市)を除く地域を所管地域としており、この特別研修会開催の際には、政令市にも参加を呼び掛け、県内保育園全体のレベルアップを図る研修会として位置づけられるよう、政令市とも協議・調整を図っていきたい。

(4) 申請事業実施後の予想される成果(300字以上で説明してください。)

保育園では、様々な価値観や考え方の保護者からの、意見、要望、苦情等に日々接しており、各園毎に、「意見、要望等の受付担当者」や「意見、要望等の相談解決責任者」を置き、適切な対応を心掛けているが、簡単に解決しているケースばかりではない。

意見、要望等の解決に当たっては、保育園の保育方針に従いながら、保護者の意向や真意を正確に受け止め、誠意を持って対応する事が大切であり、これらの対応によって、保育園の保育に対する考え方を保護者に伝える良い機会となる。

そのためには、保育園の園長や保育士等が、子どもの最善の利益を考慮し、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する事が大切であり、保育園で働く全ての職員の資質の向上と自己研鑽が不可欠となっている。研修会に積極的に参加する事により、新しい知識や技能を習得し、幅広い考え方や保護者等との対応技術を身につける事によって、円滑な保育園運営に寄与し、保育園の社会的地位の向上にも繋がっていく。

事業予算書

「収入」  
※1

	予算額	摘要
助成申請額（上限 50 万円）	200,000 円	
申請団体による負担	130,000 円	
その他（参加費・協賛金等）	60,000 円	参加費 @2 千円×20 人、@1 千円×20 人
合計	390,000 円	

「支出」  
※2

経費項目		予算額	摘要（積算根拠）※2
助成対象項目	集合研修事業	講師謝金	120,000 円 @6 万円×1 人、@2 万円×3 人
		交通費	18,000 円 @3 千円×6 人
		宿泊費	円
		会場費	200,000 円
		報告書作成費	52,000 円
		小計	390,000 円
助成対象項目	派遣研修	交通費	円
		宿泊費	円
		小計	円
助成対象項目	研究事業	事業費（実践研究のみ）	円
		謝金・原稿料（調査研究のみ）	円
		調査経費	円
		報告書作成費	円
		小計	円
その他（申請団体資金分）※3		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合計（小計+その他）※4		390,000 円	

助成申請額（小計額×80%以内かつ、上限 50 万円）

200,000 円

※1 収入欄は、助成申請額以外の自己資金、参加費やその他の資金額の見込みを記載してください。

※2 支出欄は、申請事業全体予算の経費項目ごとに積算根拠を記載してください。

例）・講師謝金 @1 万円×3 人 ・宿泊費 @5 千円×4 泊×5 人 など

※3 上記対象項目以外の経費項目支出を具体的に記載してください。

※4 収入合計額と支出合計額は同額としてください。

一般社団法人神奈川県保育会役員選任手続き(案)

期日	企画運営委員会	総 会
1/11(水)	○役員選任手続き、スケジュール等について	
2/8(水)	○新企画運営委員(民間)の地区選出依頼	
3/14(水)	○新企画運営委員(民間)名簿の提示 ○委員会推薦理事候補の募集	
4/11(水)	①理事会推薦理事候補者名簿の提案・承認 ・委員会推薦理事候補の募集 ・委員会で同意後、理事会推薦理事候補者名簿に追加 ②監事候補者名簿の提案・承認 ⇒①②候補者名簿を会員へ送付。 総会への出欠票、委任状の返信	
4/28(土) 又は 4/21(土)		①理事候補者名簿の提案・承認 ・理事会を組織し、理事から理事長を選任・承認 ・理事長が副理事長、事業別担当理事、職務代理者を指名・報告 ②監事候補者名簿の提案・承認



## 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、役員を選任手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (理事の資格)

第2条 理事は、原則として地区代表委員である企画運営委員会委員から選任する。

### (理事の選任方法)

第3条 理事の選任方法は、理事会推薦及び企画運営委員会推薦とする。

### (理事会推薦名簿の作成)

第4条 理事長は、理事会において、新任の企画運営委員会名簿の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による理事候補者名簿を作成する。但し、理事会が必要と判断した場合には、正会員の中から候補者を名簿に加えることができる。

2 前項の名簿は、理事候補者名簿として、企画運営委員会に提案して同意を得なければならない。

### (企画運営委員会推薦理事候補の選任)

第5条 理事長は、企画運営委員会において、自薦又は他薦による理事候補者を募集して希望者が出た場合には、企画運営委員会に諮り、同意が得られた場合には、前条の名簿に加えるものとする。

### (理事の選任)

第6条 理事会において作成した理事候補者名簿は、総会に提案して承認を得なければならない。

### (理事会の組織及び理事長の選任等)

第7条 前条において承認を受けた理事は、理事会を組織し、理事の中から、理事長を互選又は投票等により選任し、総会の承認を得なければならない。

(役員名簿の作成)

第8条 前条において承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長及び事業別担当理事並びに職務代理者を指名して、役員名簿を作成し、総会に報告するものとする。

(監事の選任)

第9条 理事長は、理事会において、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による監事候補者名簿を作成し、総会に提案して承認を得なければならない。

(規程に定めのない事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

※ 県保育会定款

第19条(選任)

- ① 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。
- ② 前項の選任手続きについては、別に定める。

第18条(役員を設置等)

- ① 当法人に、次の役員を置く。
  - 1 理事 3名以上15名以内
  - 2 監事 2名
- ② 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

保育士の専門性を高める研修会受講者数

12/22現在

No.	県		人数	割当依頼数
1	神奈川県	県域	31	60
2		横浜	7	30
3		川崎	10	10
4		相模原	4	5
5	東京都		33	22
6	千葉県		12	7
7	群馬県		10	3
8	長野県		8	3
9	山梨県		6	2
10	茨城県		5	3
11	埼玉県		3	5
12	栃木県		0	2
13	新潟県		0	3
14	静岡県		0	5
	計		129	160

## 神奈川県保育会50周年記念大会収支決算書

収入金額 10,210,203

支出金額 10,210,203

残高 0

2011.6.30現在

【 収入の部 】

単位 円

項	目	当初予算	補正後の予算	収入済額	比較増減	摘要
会費		2,500,000	3,500,000	3,120,000	△ 380,000	
	参加会費	2,500,000	3,500,000	3,120,000	△ 380,000	
補助金		0	100,000	100,000	0	
	社協補助金	0	100,000	100,000	0	
雑収入		2,500,000	4,000,000	5,434,401	1,434,401	
	広告収入	1,500,000	3,500,000	3,449,160	△ 50,840	
	雑収入		1,100,000	1,000,241	△ 99,759	
	祝儀	1,000,000	500,000	985,000	485,000	協賛金を含む
基金繰入		1,555,329	1,555,329	1,555,802	473	
	保育事業推進基金	1,225,884	1,225,884	1,226,309	425	預金利息
	特別事業積立金	329,445	329,445	329,493	48	預金利息
合 計		6,555,329	9,705,329	10,210,203	504,874	

【 支出の部 】

単位 円

項	目	予 算	補正後の予算	支出済額	比較増減	摘要
事業費		2,700,000	5,650,000	4,920,524	729,476	
	総務委員会	700,000	1,250,000	1,201,110	48,890	式典、講演講師料等
	広報委員会	1,000,000	650,000	646,170	3,830	記念誌印刷費
	財務委員会	1,000,000	3,750,000	3,073,244	676,756	会場費等
祝賀会費		3,500,000	3,200,000	4,422,394	△ 1,222,394	
	祝賀会費	3,500,000	3,200,000	4,422,394	△ 1,222,394	370名参加
予備費		355,329	855,329	867,285	△ 11,956	
	予備費	355,329	855,329	867,285	△ 11,956	東日本震災義援金 保育かながわ記念号 特別事業積立金
合 計		6,555,329	9,705,329	10,210,203	△ 504,874	

※ 東日本震災義援金 200,000  
 保育かながわ記念号 174,510  
 特別事業積立金 492,775

神奈川県保育会主催研修会の応募状況

(24.1.10 現在)

研修会名	期日	テーマ・講師	応募人員 (定員)	締切
保育所食育研修会	1.25(水)10:00～	「子どもと食について」 食べものの文化編集長 安藤 節子氏	27名 (150名)	1.18
保育専門講座Ⅲ	2.17(金)13:30～	「園長の責務 保育の現状・動向について」 山梨大学教授 加藤 繁美氏	29名 (150名)	2.10
保育士の専門性を高める研修会	2.21(火)13:00～ 2.22(水)～16:45	「保育における家族支援の基礎知識」 日本社会事業大学准教授 金子恵美氏他	129名 (150名)	12.22
保育園利用者相談室研修会	3.5(月)13:15～	「事例研究」 (助言者)相談室第三者委員	33名 (200名)	2.24

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## 目次

- ・基本制度 WT 第 17 回開催される ..... 1
- ・「子どもが真ん中」子ども家庭フォーラムを開催します ..... 12
- ・寄附金の税額控除制度、要件の解釈が示される ..... 14
- ・東日本大震災にともなう園庭の土壌処理について ..... 14

## ◆子ども・子育て新システム 基本制度WT(第 17 回)が開催される◆ ～ 1 府 2 省にまたがる所管の三元化に異論が相次ぐ～ ～私学助成継続は、案を練り直して再度提案を経ての検討となることに～

12月6日(火)、「子ども・子育て新システム 検討会議 基本制度ワーキングチーム(第17回)」が開催されました。

全国保育協議会は、先般11月22日の常任協議員会での確認をふまえ、今回欠席をし、意見書の提出のみを行いました。

議題は、(1)国の所管、(2)子ども・子育て会議、(3)総合施設の具体的制度設計であり、前回多くの意見が出された私学助成の取り扱いについても、事務局側から検討状況の報告がありました。当日の議事内容は、次ページ以降のとおりですが、主な意見は次のとおりです。

### 【1】国の所管について

- 三元化となるのは適切でない。
- 子ども家庭省の創設に向けて、工程表を示しながら取り組んでいくべき。
- 政府・与党社会保障改革本部での総理からの指示のとおり、国民に分かりやすいものとすべき。

### 【2】子ども・子育て会議について

- 国への必置にはほとんどの委員から評価がある一方、地方への必置には、両論。
- 構成員については、さらなる検討が必要(特に地方版について)

なお、私学助成については、園田政務官から会議の後半で時間を取って議論をしたいとしながらも協議の時間がなくなった中で、複数の委員からあらためて、これまでの議論の整理との整合性を図るべきとの意見がありました。

また、大日向幼保一体化 WT 座長からは、建学の精神は私立幼稚園だけでなく、保育園にも設立の精神や理念があることを指摘したうえで、私学助成が私立幼稚園だけに特化するものではないことの発言がありました。

さらには、公共性の原理を取り上げて、こども園給付に移行する幼稚園や私立保育所等へも助成を及ぼすかどうかも含めて検討すべきと発言されました。

これに対し、幼稚園側の委員から、「誠に遺憾」と発言があり、この段階でそのようなことを発言されるのであれば、そもそもの給付のあり方についての検討をはじめからやり直すべきとの主旨の意見が出されました。

また、文部科学省の前川総括審議官からは、「内閣府・厚労省とも相談し、案を練り直してまたご議論をいただきたい。その際、学校法人、社会福祉法人が総合施設という同じ取り組みなら同じ給付をとということも念頭に置いて検討したい。私学助成を社会福祉法人へ行うということもあり得る。教育の質の向上という点で案を練り直す。」と説明されました。

最後に、園田内閣府政務官より、「新システムについては年内のまとめとなっているが、いろいろな意見もあり、もう少し丁寧に関係者との協議が必要。年内にできるだけ議論の場を持つ。社会保障と税の一体改革も年内のとりまとめであり、新システムは一体改革と連動するので、念頭に置いて議論していきたい。」と発言がなされました。

現状では、残り 1 回の開催（12 月 26 日予定）が示されていますが、追加開催を含んだ展開が予想されます。

※当日の WT 議事概要は下記のとおりです。配布資料ならびに協議の映像配信は、内閣府少子化対策ホームページからご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：全保協事務局、敬称略）

## ●事務局より、資料1～3-2、6～7について一括して説明

### ○資料説明時の内容

#### 村木 内閣府政策統括官

（資料 6 に基づいて「政府・与党社会保障改革本部」について報告）

12 月 5 日にキックオフとして「政府・与党社会保障改革本部」が開かれた。これは、関係大臣が社会保障について議論し、与党と相談して成案を得るというもの。それを追いかけて、税に関する部分も政府税調で議論がされることになる。

当日は、総理から次のような話があった。

「社会保障と税の一体改革の背景には、団塊の世代が高齢者となり、社会保障費が毎年 1 兆円の自然増となる。一方でわが国のセーフティネットは十分でなく強化が必要である。そのた

めには支える側の支援も必要であり、具体的には、子ども・子育てや若者の雇用対策が重要となる。欧州危機は対岸の火事ではない。」

また、総理指示として次の3つが挙げられた。(1)年内を目途に6月の「成案」を具体化した「素案」を取りまとめる。(2)政府・与党間で十分な調整をはかる。(3)社会保障の機能強化を国民に分かりやすく説明する。

課題としてさまざまな分野が挙げられている中、総理から具体的なメンション(事務局注:「言及」の意)があったのは、子どもと若者対策であった。

※続いて事務局より、資料1~3-2を説明し、意見交換に入る。

## ○委員意見

### 渡邊委員(全国町村会)

基本制度案要綱を受けて中間とりまとめに至った経緯がある。

本日の説明について理解しないわけではないが、基本的には所管は一元化する前提であり、文科省/厚労省の二重行政を解消するスタンスであったはず。内閣府に所管をまとめるのはいいが、依然として文科省/厚労省関与の体系が残るとなれば、幼保一体化から後退した総合施設のこともあり、現行制度が残り、所管も残り、総合施設は内閣府となれば、三重行政となることを危惧する。

行政の肥大化を防ぎ、体制のスクラップ&ビルドとは逆方向であり、所管のあり方については再考をいただきたい。

町村の立場では、地域のニーズに基づいて事業計画を立て、質の高い教育と保育を行うという観点から言えば、県と市のつながりの中で混乱を招くやり取りが発生する懸念がある。

子ども家庭省のネーミングは別として、安心して子育てができるというのが新システムの出発点であり、それに沿ったものとすべき。

幼稚園が残り、総合施設へも移管がされていく中で、今後どうなるのかが分かりにくい。国民に分かりやすくという総理の発言もあり、この仕事に携わっている者にもわかりにくいのに、国民にはいっそうわかりにくいのではないか。

こども園給付で特別な加算を認めたらうえで私学助成を認めるとなると、何のためのこれまでの議論だったのか。この間の労力は無駄だったことになる。目先のことだけの対応となるのではないか。

子ども・子育て会議については、さらに具体的な内容を検討されて案を示してほしい。これまで示された内容について、ある程度は評価している。

### 清原委員(全国市長会)

国の所管については、説明の中で国での一元化をめざしているものと認識している。一部の市町村ではそれに対応すべく、組織の見直しを進めている。三鷹市でも平成22年に、子どもに関する部局を整理し、保育園・幼稚園・学童保育・放課後児童クラブなどについて統一した事業展開をめざしてつくったところである。

お金の流れを内閣府に一本化することはわかったが、二重・三重行政の解消をめざして市長会としてもこれまで提案してきた内容とは反する部分がある。内閣府が所管するなら、一元化の部署として集約され、将来的に再編も含めた省の設立の道筋を示してほしい。

三鷹市では公立幼稚園を廃止し、私立幼稚園に教育の振興を進めていただいていることに感謝している。一方で、機関補助である私学助成は東京都の取り扱いであり、三鷹市ではその内容に



ついて把握ができない。保育園・幼稚園・総合施設については、こども園給付の中で透明性が確保されるものとする。全体が把握できないことに不安を感じる。

子ども・子育て会議について、本日は国の必置として説明された。地方版では、関係当事者が参画することに意義がある。市町村計画の策定への参画として、チェック機能はむしろ重要であるが、保育園・幼稚園・放課後児童クラブなどの協働で、創造的な機能を有するほうが適切である。その点で、市町村への子ども・子育て会議は必置ではなく、柔軟性あるものとして、国や県の動きを見ながら有効な対応ができるようにしてほしい。

障害児保育は、公立保育所で50%以上を担っており、セーフティネットの役割がある。過去に三位一体改革で公立保育所運営費の一般財源化がなされ、三鷹市は不交付団体であるがその運営は難しくなっている。公立保育所の総合施設での給付に位置づけられることの期待はある。公立総合施設の位置づけが公立保育園と同様となるのか、問題を提起したい。

### 山縣委員(大阪市立大学)

新システムの提案は、すべての子どもの未来を基礎自治体で住民の理解を得ながら進めていくものと理解している。現政権の重要提案として一本化があった。しかし、現段階の検討は、示されている「幼保一体化」「給付システムの一体化」「施設の一体化」と齟齬がる。一元化・一体化という表現と何かずれている感がある。

「中間とりまとめ」の範囲の枠組みを崩さない検討を進めていただきたい。国民の負託を受けた政権と、優秀な官僚の皆様にあらためてお願いをしたい。

子ども・子育て会議は、国の審議会に準ずるものとして位置づけが示されたが、地方でも、次世代育成の行動計画に関する策定委員会へ準ずる扱いが必要である。

私立幼稚園が市町村の行動計画策定委員会に入っていない実態がある。市町村が私立幼稚園と関与しておらず、このことは私学助成にも関わってくる。100年の歴史ある私立幼稚園について市町村レベルで考えてほしい。

### 岡本委員(連合)

国の所管について、すぐに省庁新設が難しいことは理解する。きちんとした司令塔を内閣府に位置づけることは必要であるし、その点で案が出ていることは理解する。内閣府が単なる調整にとどまらず、深い権限を持っていくべき。少子化担当の特命大臣必置は必要。

子ども・子育て会議について、PDCA サイクルを組み込んだのは積極的に評価したい。その構成員について、基本制度 WT と同様の想定となっているが、それでは不十分ではないか。放課後児童クラブや社会的養護など声の届きにくいステークホルダーも参画してはどうか。

総合施設の職員である保育教諭について、2 資格併存の案が示されているが、現行の資格を併合して新たな資格を創設することが基本と考える。なお、公立施設においては、移行までの間は公務員の現行法を適用すべきである。政治的行為の制限について、公立総合施設に学校教育法のみを適用するのは疑問である。基本的権利のみの変更は不利益変更となる。なお、職員に対する研修はしっかりと確保いただきたい。

### 奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)

少子化大臣は、これまでいろいろな担当を兼ねて子どものためとして働いていただくことが難しかった。ぜひ必置をしていただきたい。

地方版の子ども・子育て会議について、地方には次世代育成に係る策定委員会があるが、その

後の地域協議会に取り組んでいない自治体もある。計画を立て、評価して、事業の進捗を見ていくことが大切である。横浜では、分科会を作ってかなり細やかな対応をしている。そこまでできなくても三鷹市が発言したように、協働の概念は必要。

#### **駒村委員(慶應義塾大学)**

国の事務所管で示された内容は、網羅的に入っているのだろうが、わかりにくい。次回には、たとえば、市町村計画の法定をどこでどう進めるかなどといったことを、マトリックスのように整理をしてほしい。

給付の設計にあたっては、経営実態調査のようなものを行うのだろう。内外の先進的な取り組みを見るのに、調査の機能も含めてほしい。

子ども・子育て会議の規定事項に、審議事項に関して内閣総理大臣に意見を述べるができるとあるが、類似の他の法律での建議とは意味合いが違うのか。

#### **事務局**

社会保険的な制度の前例から探すと、意見を述べると記されていることが多い。意見を述べることと嫌疑は、法的には同意語である。双方とも法的拘束力は無い。一方、勧告は安全面に関連したところで使われることが多く、法的拘束力は無いが、勧告後に何に取り組んだかの報告や、取り組まない場合の次のステップが書いてあることが多い。いずれにせよ実効性は担保できていると考えている。

#### **北條委員(全日本私立幼稚園連合会)**

国の所管に関し、幼保一体化の方向には賛成である。ただし、無理やり一つの方向に押し込めるのではないとの確認をふまえておきたい。

OECD 諸国でも、一体化には 20~30 年かかっている。認定こども園の創設から 5 年、一体化にはあと 15 年くらいは掛かるのではないか。諸外国では一体化にあたっては教育部門へ集約されている。生まれてから将来へどう教育を受けられるのが確立できている。

資料には、総合施設の会計監査について記載が無いようである。多額の公費を扱うものであり、会計監査の義務付けが必要である。

総合施設職員の資格について、当初段階ではしょうがないが、教員免許更新制が導入されていることをふまえると、一方の保育士には無いので、質の担保という点で検討をいただきたい。

都道府県と私立幼稚園は信頼関係があるが、市町村とはできていない。次世代育成の地域協議会に私立幼稚園が入っていないとの指摘は全体として正しく、心配もしている。

#### **事務局**

介護や医療を例にとれば、お金の流れを会計監査の中で見て、法人の健全経営をチェックする法人監査がある。いずれにせよ、二重行政とならないように新システムの中で位置づけたい。

#### **藤原委員(日本経団連)**

資料を見る限り、所管は三元化ではないのか。将来にわたって何が違って、その工程を示さないとなかなか一元化とは見られないのではないか。

事業主拠出をこれまでしてきたが、児童育成や延長保育に係る一般会計への付け替えや、それにともない積立金の枯渇などがあり、事業だけ進めてあとから事業主に請求書を突きつけること

もあってまったく信用できない。使途の範囲や児童手当の拠出率なども法定化されていない上に、明確なプロセスも示されていない。このままでは事業主拠出はできない。今後も協議をはからせていただきたい。

#### 坂崎委員(日本保育協会)

国の所管が一元化となっているか疑問である。子ども家庭省の構想、工程表や当面の措置を示さないと一般の方にはわかりにくい。所管が3つに分かれるという大きな懸念をどうするのか、望ましい措置やわかりやすさという点で考えてほしい。

子ども・子育て会議を国の必置とすることには賛成である。地方には人口100万人のところもあれば、7,000人というところもある。すべての地方への必置は、もう一度考えていただきたい。

総合施設に学校教育法上の位置づけがなされるのは、光が当たることとなる。待機児童解消も含めて3歳未満児を受け入れてどう保育するのかが大きな論点である。なお、3歳未満児に対する小児保健や療育や食育の点も踏まえ、意見を取り入れて設備や配置職員について考えていただきたい。職員の処遇を上げるのは必須であろうが、事務員がいないことが問題である。いままでも必置がなかったことが不思議であるが、今後、契約のこともあって事務が増えることもあり、考えていただきたい。

感染症の事態があっても、保育所は閉めずに保育を継続している。小児医療機関と連携し、療育の看護師配置も含めてどう考えるかである。単に学級閉鎖をすれば良いとあるが、現実にはそうでない観点が必要。

単に給食を提供するのではなく、食育、食の力を総合施設において、離乳食・体調不良児への対応・アレルギー食といった課題について、調理員や栄養士の配置も含めて考えていただきたい。

#### 秋田委員(東京大学大学院)

国の実施体制が一元化の方向で示されたことは評価。英国の子ども家庭省のように向かっていく中で、内閣府所管と必置大臣のもとで移行することが大事である。

子ども・子育て会議について、地方に柔軟性を持たせることに賛成である。国の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に関する審議が中心となっているが、総合施設に関する審議やステークホルダーが意見を述べるといった点が今回の案では不明確であるとともに、中央教育審議会や社会保障審議会と子ども・子育て会議の関係が不明確である。権限上の整理として子ども・子育て会議がどのように法に書き込まれるかがわからない。子どもの範囲についても、0~18歳なのか、0~15歳なのか、乳幼児なのか、線引きは難しいが、案を示していただいたの議論が重要である。国の子ども・子育て会議は、給付や施行だけでなく、点検や評価といった点が必要。

総合施設の質の評価の中で自己評価が義務付けられているが、妥当かどうか。子ども・子育て会議の中に位置づけていくことも重要ではないか。

国の子ども・子育て会議は、他の審議会と同様に任期を設け、多様な意見を入れるべき。また、どのような人がステークホルダーになるのか、療育や実際に子どもと向き合っている方がたが意見を言うことができる状況を考えていただきたい。

総合施設の質の点から、教育委員会が関与し、自己評価を義務付け、調理員を必置とし、職専免研修に位置づけるという点は支持したい。

幼稚園教諭の免許更新が研修受講とともに位置づけされているので、その点を含めてどうするかが課題。福祉と同時に学校教育であり、原則、教育へ寄せていくことが必要なのではないか。

### 池田委員(全国国公立幼稚園長会)

国の所管を、将来的に子ども家庭省とすることに異論はない。多様な施設類型がある中で混乱が起きないように、それほど急がなくてもよいのではないか。これまでの学校の所管から切り離される不安はある。就学前の一貫した対応が必要ではある。

子ども・子育て会議の構成員については、現場で働くものを入れることが必要。また、会議の構成員が現場の視察をして、子どもたちへの質の保障という意味でいい制度ができるようにすべき。質の保障された教育・保育は、情報公開と今の幼稚園に合わせた基準とすることが適切である。なお、職員の研修と身分保障についてはしっかりと位置付けていただきたい。

### 山口委員(日本こども育成協議会)

資料8の中央教育審議会の意見で、株式会社の特区による学校参入に対して成功していないとの評価は、補助金が無い中での取組みであるにもかかわらず、そのような不見識な方が委員として愕然としている。このような場で意見が述べられていることに恐ろしささえ感じる。

なぜ、社会福祉法人や学校法人が安定的で株式会社が不安定だと整理されるのかわからない。幼稚園は毎年100園がなくなり、京都府の発表では府内の社会福祉法人600のうち1割は財政的に危ない状況である。

株式会社の参入について、資料にある5項目の要件で社会福祉法人と同じフィルターを通っている。運営段階でも監査が入って、総合施設法の中で同じ総合施設を開くのだから、何ら差別的に扱われることはない。むしろ、広い門戸で参入したら質が上がるのは明白。株式会社を認めずに社会福祉法人の参入のみを認めている自治体では、質を問われていない。一方、株式会社の参入を認めている自治体では、選定委員会があって、質の低いところは排除されるようになっている。株式会社の参入が認められたら自動的に総合施設も認めるというのではなく、ちゃんと選考すれば問題ないのではないか。過去の偏見的なものを踏襲するのではなく、新たな理念の下で新たに制度を作っているのだから、実態を見て検討していただきたい。

前回、株式会社の配当反対とする秋田委員の発言を繰り返し見直したが、どうしても理解ができない。私は、8年間金融機関で働いてプロの端くれだが、理解ができない。資金調達面で何の違いがあるのか、まったく理解ができない。

### 宮島委員(日本テレビ放送網)

今回の案は三元化という印象である。現在、学校教育法や児童福祉法があり、一定のことは中間とりまとめで理解していた。今後、どういう段取りでどうなるのかがこの資料ではわからない。ずっと三元化で走ることに不安がある。ゴールに向かってどのような段取りで進むのかを示すべき。

財源一本化も、私学助成があると一本化ではないのではないか。

学校教育法は、幼稚園から大学までを守ってきた。いま、0～5歳をみんなで一貫してどうしていくのかを話し合っている場面である。学校教育法の一貫性が大事だとすると、そこに含まれない子をどう完結するかが問題であった。0～5歳の扱いについて折り合わないというのは話すべき問題で、何年後に一本化という話をちゃんとしなければならない。20年後に良くなればいいとは思っていない。この議論に参加したとき、私の下の子は保育園だったが、今や小学4年生になっている。制度の仕上がりも大事だが、柔軟的に進めるべき。この先、保育士をどう確保して、どのように実績をカウントするかが課題になる。きれいなゴールと途中の取り組みの中で、利用者をこぼさない取り組みが必要。子ども・子育て会議には、施設を利用している親だけではなく、

地域内で公平感ある親の参加を検討いただきたい。

#### **田中委員(日本商工会議所)**

事業主負担は好ましくない。税に加え、厚生年金対象事業所のみから一括して負担管理するのは無理がある。中小企業も参画して負担させるべきである。

資料にある事業主負担という言葉は削除していただきたい。また、「労使代表を含む負担者」や類似の3つの言い回しも整理いただきたい。

#### **柏女委員(淑徳大学)**

事業ごとに所管を変えるのではなく、この法律ができるプロセスでは、すべて1府2省共管で進め、子ども家庭省ができる中で最終的な形を決めるはどうか。それぞれが自分の所管を進めれば進めるほど整合性は崩れていく。工程表を示し、子どもに要することを1府2省で進めて、事業のあり方を考えながら整理していくべき。

#### **小田委員(国立特別支援教育総合研究所)**

間違ってもらいと困るのは、保育所と幼稚園がこれまであって、従来必要であった中で今後もそうであるという中、何かが悪かったというのは怒りを覚える。全く新しいものを作ろうというものではなかったはず。従来をふまえ、より豊かなことを考えていたはずである。

子ども・子育て支援法で包括的一元化をし、一体化施設については総合施設法で収斂していくものであるが、学校教育法と児童福祉法は子どもにとって必要で一元化はできない。学校教育法と児童福祉法がきちんと位置づいた上で、総合施設法をふまえて3~5歳が事業の中に入ってくる。一元化というきれいな形の中に入れようとするときさまざまな状況の子どもがいるなかで、すべてを巻き込むようにしないといけない。子どもの研究を行ってきた者としてはさみしい。新しいものを作るのだから壊していくというのはいらない。子どもの尊厳を子ども抜きで議論はしてはならない。

新システムの考え自体は、良くできているのではないか。

#### **普光院委員(保育園を考える親の会)**

柏女委員の話は安心感があるものであった。保育所の子どもが厚労省管轄で育って、その後、一貫性のない中に放り出されたということは無い。子育ての困難性の中、保育所が一端を担ってセーフティネットになっていることをふまえていただきたい。専門性をもってこれまで緻密に厚労省も文科省もやられてきたので、これからもよろしく願いたい。

ナショナルミニマムの視点で、地方分権や地方裁量に対して強いこだわりがある。このことを乱暴に扱うのは子どもに悪い影響があるのは明らかである。日本は、先進国で最低レベルの最低基準である。私の周りでも、狭い環境への詰め込みにより夜泣きがひどいという子どもがいる。子どもが切実な場所にいることを考えていただきたい。ある県では、乳児室という名であれば、ほふく後も1.65㎡でいいというところがある。都道府県の認可や権限を与えるのはいいが、市町村と連携して取り組んでほしい。

認証保育所でも基準を引き上げていくインセンティブは必要である。認証保育所が無資格の保育士が多数にわたるのは、親としては考えられない。猶予期間の中で認可基準を全うしたところにはインセンティブを与えるべきである。

国の人員基準に基づいて公定価格を定めることが示されていたことで、幼保一体化の議論は安

定をしていた。ここにきて、最低基準が地方でまちまちとなるのは白紙に戻してほしい。

短時間利用の幼稚園の運営が大変だから私学助成の話も出てきているようで、きちんと運営できることも園給付を作っていたいただきたい。

子ども・子育て会議は、大人同士の利害調整でなく、子どもの最善の利益を追求する場と位置付けるべき。

幼保一体化で統廃合や大規模化の動きがあるが、規模が大きくなならないほうが質の高い保育ができる。適正規模を考え、生活に近い場所から保育がなくなならないよう、子どもの集団を育てるようにすべき。また、公共性の高い拠点施設が消えないような配慮をすべき。

#### **古渡委員(全国認定子ども園協会)**

これまで5年間、認定子ども園を展開してきた。包括的一元的な制度構築は大事であると考えてもきた。内閣府の一体的な部署で実質的に窓口を1つにすることができる。

子ども・子育て会議は、子どもをどのように育むのか、給付のあり方や内容、費用の使途実績や実施効果、点検・評価など幅広い役割を担うことが予想されることから、そのメンバーは幅広い関係者で構成するとともに、客観的立場で公平・公正かつ専門性を有する人材が必ず含まれることを望みたい。

#### **木幡委員(フジテレビジョン)**

今回の制度は、無理やり一つのものに押し込めるというものではない。保育が受けられないという現状と二重行政も考えたうえで、質・量ともにアップするというものではないか。子ども家庭省については華々しくもあり、省庁再編が大変なことであることは最初から分かっていたはず。この時点で、にわかに困難というならその説明が必要である。経過措置として内閣府所管と資料にあるが、これは分かりにくい。新しい省がメッセージとして分かりやすいし、子育てに臨むメッセージともなる。子ども家庭省の設置と所管一本化は前向きに取り組んでいただきたい。

#### **金山委員(マミーズネット)**

子ども家庭省の設置は、社会保障の機能強化をわかりやすく国民に伝えることとなる。小宮山副大臣(当時)の発言の中で、新省の創設に向けて旗を降ろさないというなら、設置に向けて今はこの段階ということがわかるように、最終的な見通しを示した上でというのなら理解ができる。

保育教諭について、いつ、どのように検討して、正式に保育教諭の免許がどのように出のかを示していただきたい。良い実践ができるのには時間がかかる。それを見越した検討をしていただきたい。

#### **菅原委員(全国私立保育園連盟)**

子どもの育つ環境は65年間、二重行政で放置されてきた。教育の場・施設・給付がバラバラになっていたのを正すのが新システムであったはず。

二重行政の解消はいますぐに実施いただきたい。いまやらねば、実現は遠のいてしまう。国の所管は、2~3年で子ども家庭省を作るような見通しを示して進んでほしい。そうでないといつまでたっても幼保一体化は実現されない。

子ども・子育て会議は、市町村の位置づけがポイント。公的責任の意味もある。子どもとは、家庭とは、生活の場であり地域である。子ども・子育て会議で地域の問題を話し、国に要望する場として重要である。参加型のものとし、単に行政や議員への陳情というものではない。ステー

クホルダーが様々な意見を重ねていくと、政策や制度を作る上で子ども・子育て会議がポイントとなってくる。国だけでなく、地方へも設置の義務化を図ることが重要である。

資料にあった中央教育審議会の意見内容は残念である。保育の内容が捉えきれていない。「高い水準の学校教育を現在の保育所に持ち込むことは重要」などは、逆撫である。学校教育要領と保育指針がまとまって確認していこうという中で、状況を見きれていないのではないか。

#### **園田内閣府政務官**

資料1の4ページの図は、誤った印象を与えてしまっている。総合施設は学校教育法上の学校と、児童福祉法上の児童福祉施設が合わさっての施設体系を作っていこうというものである。総合施設は内閣府で一括して所管する。けれども、制度の中には学校教育法体系と児童福祉法体系が残っているのでその部分は共管するが、所管自体は内閣である。

#### **香取厚労省政策統括官**

基本的に内閣府へ所管は一元化される。新システム法（子ども・子育て支援法）は、現行のお金や指定や指定基準も一元化するもの。今後、関連する事項の相手先は内閣府となる。この整合性について調整はあるが、調整権限は内閣府にある。政府間で一本化するものである。

総合施設法は強力な法になる。総合施設法で認可を取れば、学校教育法と児童福祉法をオーバーライズ（全保協事務局注：上位に立つ、優位に立つ、の意）することになる。認可も指導も内閣府に一本化される。共管とは、総合施設法が学校教育法と児童福祉法に及ぶから共管となる。したがって、内閣府は学校教育法を共管し、児童福祉法を共管することになる。総合施設における認可基準は学校の認可を得るので、政府内で調整はあれども内閣府が一元所管となる。

#### **渡邊委員(全国町村会)**

具体的事例について確認したい。児童福祉法上の保育所と学校教育法上の幼稚園は残っている。新しく総合施設法ができて、新たに幼稚園を作りたいとなれば、既存の法体系の中でどうなるのか。

#### **香取厚労省政策統括官**

総合施設とならない幼稚園や、総合施設になれない保育園という選択肢が残っていることでは完全な一元化ではない。総合施設の認可を取れば、幼稚園でもあり、保育園にもなる。

#### **渡邊委員(全国町村会)**

ある一定期間で総合施設に政策的誘導という整理であった。新たに作って良いとしながら、残って良いということ出れば、これまでの整理は壊れてしまう。非常にわかりづらい。

#### **香取厚労省政策統括官**

法体系で色分けは無い。総合施設法は上に立つ法である。ブランド幼稚園は実質的には残る。

#### **小田切委員(全国知事会)**

現実に幼稚園も保育園も残り、新システムの中では総合施設ができて、県行政として学校のことを内閣府に聞いても責任ある回答は得られないと考える。話は話としても、実際やっている者としては、現実はそうはいかないと考える。

### 清原委員(全国市長会)

全国の自治体では、次世代育成支援対策推進法によって平成26年までの行動計画を策定している。現行の法律とこれからの法律への移行について、推進協議会と新システムとどのように関係を持っていくのか。新システムの実施主体は基礎自治体となっている。現行の法律での自治体の責務、幼稚園の責務、保育園の責務について緩やかに移行できるよう、協議をはかってほしい。新法と現実を埋められないのではないかと考えている。

### 園田内閣府政務官

私学助成に関する検討状況について説明したい。

### 大日向 幼保一体化 WT 座長

私学助成が存続することについて、中間とりまとめではその点は無く、今後の検討とされていた。基本制度案要綱に基づいてまとめたところから後退、乖離したというのは残念であり、皆が同じ意識である。施設の3類型が残っても、給付は一本化するということであった。保育所が総合施設に移り、幼稚園もいずれそうなるよう財政的に誘導することで一本化としてまとめてきた。

これをふまえると、(私学助成の存続は)新システムを市町村事業で行うことと齟齬が出る。前回のWTで、建学の精神に対して私学助成存続との説明があったが、どの幼稚園も保育所も、設立の目的や歴史、個性がある。教育と保育の向上という新システムであるから、私学助成は幼稚園に特化するものではない。

公共性の原理として、総合施設に移る幼稚園や保育所も含めて私学助成を検討すべきと座長として考える。より良い一体的なものというのが、新システム検討のスタートであり、幼保のすばらしい交流をはかるものである。64年間建って、人びとの生活様式に合わないから、都市部では待機児童があり、地方では廃園が進むなかでの新システムである。総理が不退転で臨むということ、国民一人一人にこんなにわかりやすく変わったのだということ伝えてほしい。事務局も不退転の覚悟で臨んでほしい。

### 北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

今のようなまとめとしての話は誠に遺憾である。このような議論の進め方はあり得ない。初めから検討をやりなおしである。

### 大日向 幼保一体化 WT 座長

これまでのまとめをふまえて発言している。決して突飛なことを言っていない。

### 北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

こども園給付を個人給付として整理しているからこのようなことになった。初めから議論をやり直すべきだ。

### 園田内閣府政務官

どういう形で進めるか、考え方の整理も含めて検討する。これで終わりではない。何か決まったということでもない。

### 前川 文部科学省総括審議官



新システムで、一元的に給付を行うということはその通りである。

幼稚園には、特別な振興や教育の向上があつてかさ上げの特別補助としての私学助成がある。保育に欠けない子の預かり保育や特別支援教育、教諭の2種から1種免許への向上といった部分でのかさ上げがある。

これが新システムの中では位置づけられていない。学校教育の中での機関給付はどう扱つてよいか、これまで文科省が進めてきたとおりの私学助成について、先般、案を示した。

今後、内閣府・厚労省とも相談し、案を練り直してまたご議論をいただきたい。

その際、学校法人、社会福祉法人が総合施設という同じ取り組みなら同じ給付をとということを念頭に置いて検討したい。私学助成を社会福祉法人へ行うということもあり得る。教育の質の向上という点で案を練り直すので、よろしくお願ひしたい。

#### 園田内閣府政務官

今の段階で、もう少し整理すべき点があるので、きちんと考え方を整理する。

#### 村木 内閣府政策統括官

資料8は、中央教育審議会のその日の議論で出た意見を整理したもので、審議会で決めたことではない。

#### 園田内閣府政務官

新システムについては年内のまとめとなっているが、いろいろな意見もあり、もう少し丁寧に関係者との協議が必要である。年内にできるだけ議論の場を持っていきたい。

社会保障と税の一体改革も年内のとりまとめであり、新システムは一体改革と連動するので、念頭に置いて議論していきたい。年内どこまで形を作ることができるか、いろいろと調整して皆さんに伝えたい。年末にかけて、議論についてご協力をいただきたい。

## ◆“子どもが真ん中”子ども家庭フォーラムを開催します！◆

～平成24年1月16日(月)全社協・灘尾ホールにおいて～

全国保育協議会をはじめとする児童福祉関係種別協議会は全国社会福祉協議会と共催で「“子どもが真ん中”子ども家庭フォーラム」を開催することとなりました。これは、例年、全国の子ども・子育て関係者が集い、今日的な課題について検討し、共通理解を図ることを目的にして開催しているものです。

本年は、『子ども・子育て新システム』の検討がすすめられ、また、地方においてもさまざまな子育て支援施策が打ち出されるなか、それらの施策を具現化するうえでの根底となる、子どもの育ちや子育て支援に関するあるべき理念や考え方は必ずしも明確にされておらず、また、さまざまな支援を行う関係者等においてもその共通理解が図られていない現状があります。このような状況をふまえ、「子ども・子育て支援の理念、考え方」を築きあげ共通理解を深めるとともに、望ましい子どもの育ちを保障し、子育て環境を創造するためにどのような取り組み実践を行い、政策課題につないでいくかについて、ともに考えあうフォーラムを開催します。ぜひご参加をくださいますようお願い申し上げます。

1. 期 日:平成 24 年 1 月 16 日(月)
2. 定 員:250 人
3. 参加対象:全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方 等
4. 参加費:2,000円(資料代)
5. 会 場:全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階)
6. 内 容

10:30 開会

10:40~12:20 連続レポート

「福祉関係者が描く、子どもを守り育む社会づくりのために大切にすべき共通理念とは」

児童福祉の各分野における団体・実践者が、子育て支援をめぐる個々の現状課題のなかで、いかに子ども・子育て支援のための理念や思いを描き、その実現に向けていかに実践に反映させているかを共有する。

【コーディネーター】山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

13:10~15:35 シンポジウム

「これからの子どもの育ちと子育て環境のあるべき姿と、その実現に向けて」

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題が生じているなか、私たち関係者は、今後あるべき子どもの育ち・子育て環境をどのように捉え、その実現のために何をなすべきか。また、そのために構築されるべき施策は何か等について、様々な分野の実践者の想いと具体的実践をもとに検証する。

また、フォーラム参加者からも「子ども・子育てにとっての理想と考える社会と、その実現に向けて必要なこと」の声を集め、紹介し、会場一丸となつてともに考えあう。

【シンポジスト】成瀬 裕二 氏【熊本県合志市社会福祉協議会 事務局長】

天野 ひかり 氏【NPO法人 親子コミュニケーションラボ 代表】

鮎京 眞知子 氏【社会福祉法人 子どもの虐待防止センター理事・施設長 弁護士】

榎原 智子 氏【榊読売新聞社 生活情報部 記者】

【コーディネーター】山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

15:35~15:40 “子どもが真ん中”こども家庭フォーラム アピール！

本フォーラムとして、社会全体に向け、望ましい子育て・子育て環境と子どもを大切に  
にする社会づくりにむけて、その優先的実現のために確認しあう理念等についてアピ  
ールをとりまとめ、発信する。

15:40 閉会

7. 参加申し込み締切り:平成 24 年 1 月 10 日(火)

\*申込みは、全国保育協議会ホームページ>新着情報から、申込用紙をダウンロードしてお申込みください。

## ◆寄附金の税額控除制度、要件の解釈が示される◆

厚生労働省は、去る 11 月 30 日「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等にかかる質疑について」の事務連絡を発出しました。このことは、本年 8 月に通知した「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」における寄附金の税額制度の運用について、国税庁税制関係担当課に照会を行っていましたが、今般、国税庁の回答をもとに通知したものです。

寄附金の税額控除は、従前からの所得控除と比べ、少額の寄付でも控除の効果が高く、寄附を促進するものとして、社会福祉法人や NPO 法人等非営利法人等に本年から導入されたものです。税額控除の対象となる法人の要件は次の 2 点が示されていました。

1. 3,000 円以上の寄付金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。
2. 経常収入金額に占める寄付金収入金額の割合が 5 分の 1 以上であること。

要件 2 については、保育所等を運営する社会法人においては、保育所運営費が収入の多くを占め、要件 2 を満たすことは難しい状況にあります。

今回の事務連絡では、主な回答の要点として、以下のように記載されています。

「相対基準（経常収入に占める寄附金額等が 1/5 以上）についての国等からの補助金収入、法令に定める国等の負担額等の収入の取扱いについて、国・地方公共団体の負担部分の給付費については、経常収入には含まれず、総収入額から控除できること。また、委託の対価としての収入について、都道府県・市町村から給付される保育所運営のための措置費については、経常収入には含まれず、総収入金額から控除できること。」とされている。

また、金銭以外の現物寄付であっても金銭換算できるものであれば寄付金として取扱いを差支えないものであること

詳細は、別添の事務連絡本文をご参照ください。（別添資料）

また、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」は、全保協ニュース No11-12（平成 23 年 8 月 22 日）をご参照ください。

## ◆東日本大震災にともなう園庭の土壌処理について◆

～実施要領が示される～

厚生労働省は去る 10 月 31 日「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」各都道府県知事等に通知を発出しました。これは、東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に示された、放射能対策として土壌の入れ替えを行う場合の取扱いについて実施要領を定めたものです。

対象の事業は、原子力災害の継続で児童福祉の円滑な実施に支障をきたしている、またはそのおそれのある児童福祉施設等の園庭の空間線量率を低減させるために行う土壌処理です。詳細は、別添の「東大震災に伴う園庭の土壌処理事業実施要領」をご参照ください。

事 務 連 絡  
平成23年11月30日

各社会福祉法人理事長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に係る質疑について

平素、大変お世話になっております。

さて、標記につきまして、今般、御質問が多い事項について、国税庁税制関係担当課に照会したところ、別紙のとおり回答がありましたので、ご連絡します。

なお、主な回答の要点は、下記のとおりであり、当初の見解と変更となっている内容もございますので、御留意ください。

#### 記

##### 【主な回答の要点】

○相対基準（經常収入に占める寄附金額が1/5以上）についての国等からの補助金収入、法令に定める国等の負担額等の収入の取扱いについて、国・地方公共団体の負担部分の給付費については、經常収入には含まれず、総収入金額から控除できること。

また、委託の対価としての収入について、都道府県・市町村から給付される保育所運営のための措置費については、經常収入には含まれず、総収入金額から控除できること。

○金銭以外の現物寄附であっても金銭換算できるものであれば、寄附金として取扱いをして差し支えないものであること。

(質問1)

租税特別措置法施行令26の28の2第1項第一号イ(1)(i)に規定する「国の補助金等」について、どのような種類のものが該当するのか、ご教示いただきたい。また、法令に基づかない経営費(人件費、運営費)補助金も含まれるのかご教示いただきたい。※申請の手引きP4参照

(回答)

「国の補助金等」とは、国等が反対給付を受けないで交付するものをいい、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、法人に対して交付するものをいう。

御質問の経営費補助金について、国又は地方公共団体が交付するものである場合には、「国の補助金等」に該当する。

(質問2)

施行規則第19条の10の4第2項第2号に規定する「委託の対価としての収入で国等から支払われるもの」について、都道府県・市町村から給付される保育所運営のための措置費は該当するのか。※申請の手引きP4参照

(回答)

お見込みのとおり。

(質問3)

施行規則第19条の10の4第2項第3号に規定する「法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」について、法令に基づく国、自治体から給付される介護保険事業の介護給付費、障害者自立支援給付費は該当するのか。※申請の手引きP4参照

(回答)

お見込みのとおり。

ただし、「その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」とされているため、たとえば、介護給付費の場合は、介護保険法の規定により、財源のうち、国・地方公共団体の負担割合に応じた当該負担部分の金額について、総収入金額から控除の対象となる(利用者自己負担分、財源のうち、介護保険料分は除く)。

なお、国・地方公共団体が負担する部分の金額については、法人収入の全体の

介護給付費に国・地方公共団体の負担率を乗じて相当額を算出し、「国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」として取り扱って差し支えない。

(質問4)

現物で寄附した場合においても、その評価額が3,000円以上であれば寄附者の要件を満たすものとしてカウントすることができるか。

(回答)

当該現物寄附が金銭換算できるものであって、認定要件を満たす場合は、寄附金の額として取扱いをして差し支えないものとする。

(質問5)

経常収入金額には、借入金、年度間繰越金など法人内の会計処理等における収入は含まれるのか。

(回答)

経常収入金額には、当該年度に法人の外部から受け入れる金銭等（不動産、物品を含む）の給付のみが該当するため、含まれない。一般的には、経常収支に含まれない「借入金収入」、「引当金戻入額」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額から控除することになる。

(質問6)

法人の活動の趣旨に賛同・支援する方からの「会費」収入があるが、これは今回の制度の寄附金対象となるのか。

(回答)

「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられる。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金とは異なり対価性を有するものと考えられる

会費という名目であっても、実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（対価性が認められないもの）については、その名称にかかわらず、寄附金として取り扱って差し支えない。

(質問7)

寄附者名簿には、どのような内容を記載すればよいのか。

(回答)

寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びに寄附金の額及び受領年月日」を記載する必要がある。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○円」というように省略して記載して差し支えない。

(質問8)

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者をいうのか。

(回答)

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいう。したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となる。

(質問9)

任意団体（法人格がない）からの寄附についてどのようにカウントすればよいのか。

(回答)

法人格のない任意団体が複数の寄附者からの寄附をまとめて社会福祉法人に寄附した場合、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることができる。また、寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者としてカウントすることが可能である。

なお、法人格のない団体を1人としてカウントすることはできない。

雇児発1031第1号  
障 発1031第1号  
平成23年10月31日

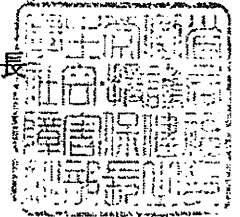


北海道知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について

標記については、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助につて」（平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号）の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」の第2において別に定めることとされているが、その取扱については別紙によることとし、平成23年5月2日から適用することとしたので通知する。



東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業実施要領

1 通則

この実施要領は、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官通知の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「東日本大震災交付要綱」という。）の第2の1において、放射能対策として土壌入れ替えを行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とされた災害復旧事業（土壌処理事業）に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下「災害復旧費補助金」という。）の取扱について定めるものとする。

2 対象事業

対象事業は、原子力災害の継続により児童福祉の円滑な実施に支障を来している又はそのおそれのある児童福祉施設等の園庭の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業とする。

3 補助対象空間線量率

災害復旧費補助金の対象となる土壌処理事業は、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が、毎時1.0マイクロシーベルト以上となった場合とする。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和39年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条第1項第6号、第9号及び第2項に定める災害復旧事業は、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上となった場合とする。

4 定義

2において、「児童福祉施設等」とは、東日本大震災交付要綱第2の1において、交付の対象とされた施設のうち次の施設をいう。

- (1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
障害福祉サービス事業所（児童デイサービス事業を行うものに限る。）、知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（入院治療部門）、肢体不自由児施設（通院治療部門）、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）
- (2) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支

援センター、児童相談所、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設、その他施設

(3) 上記(2)のその他施設には、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第35条第3項の届出をしていない又は同条第4項の認可を受けていない施設を含むものとする。

## 5 交付額の算定方法

- (1) 土壌処理事業に係る災害復旧費補助金の交付額は、東日本大震災交付要綱第2の2により算出するものとし、この場合において同交付要綱第2の2の(1)のア及び(2)のア中「別表」とあるのは、本通知の「別表」に読み替えるものとする。
- (2) 上記において、同交付要綱第2の2の(10)、(11)、(12)、(13)、(15)及び(16)による補助率の読み替えは、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が、毎時3.8マイクロシーベルト以上となった場合とする。

## 6 特例措置

本実施要領を制定する前に実施した土壌処理事業において、3で規定する方法で実施した空間線量率の測定結果がない場合には、これまでの国又は県等が実施した空間線量率の測定結果を踏まえて、地表面より50センチメートルの空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上又は3.8マイクロシーベルト以上になると推定される場合は、国庫補助の対象とする。

## 別表

### 算 定 基 準

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める土壌処理事業に係る分）	公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もりと工事請負業者の見積もりのいずれか低い方の額	(1)土壌処理費 土壌処理のため直接必要な労務費、材料費（材料の借り上げ費及び運搬費を含む。） (2)事務費 事務費は、土壌処理費に100分の1を乗じて算定する。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## 【今号の内容】

- 私学助成を継続したままでの制度案に反対 ..... 1  
～第3回協議員総会で決議、国会議員への陳情活動を実施～
- 小宮山厚生労働大臣に要望書を手交 ..... 4  
～私学助成の継続は現行制度への先祖帰りと明言～
- 平成23年度第4次補正予算案 安心こども基金の積み増し、延長へ ..... 4
- 社会保障と税の一体改革、社会保障分野の改革素案を  
関係5閣僚会合で正式決定 ..... 5  
～年内に、政府・与党としての一体改革全般の素案を取りまとめ～
- “子どもが真ん中” 子ども家庭フォーラムを開催します！ ..... 7

## ◆私学助成を継続したままでの制度案に反対◆

～第3回協議員総会で決議、国会議員への陳情活動を実施～

12月15日（木）、全国保育協議会第3回協議員総会を開催し、「子ども・子育て新システム」に対する今後の対応方針について協議しました。当初は、毎年実施している全国保育組織正副会長等会議（12月15日、16日）の予定でしたが、その日程を一部組み替え、協議員総会を開催したものです。

総会冒頭に小川会長から「11月24日に開催された『子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 基本制度WT（第16回会合）』において、私学助成を継続した給付設計（案）が示された。このことは、基本制度案要綱の理念、これまでの検討の方向性や経緯を覆すものであり、容認できるものではなく、撤回を求めていく。その対応方策について協議をお願いしたい」旨の挨拶がありました。

全保協としての今後の対応については、①子ども・子育て新システムの制度案における私学助成の存続について反対の陳情を実施する、②子ども・子育て新システムに関する検討の

場に参画して全保協として譲れない事項については明確に意見を述べ続ける、③今後の起こりうる事項への対応は、常任協議員会で状況に応じた対応を図る、との3点（詳細は下記を参照）について提案を行いました。

その後の協議では、子ども・子育て新システムそのものを白紙に戻すべき、といった意見も出されましたが、「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革の実現を目指しているものであり、新システム自体を否定するものでなく、私学助成を継続したままでは次のような課題があることを指摘しました。①「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービスを提供する」という給付設計の方針に反している。②総合施設（仮称）において、3歳未満児の受け入れが義務づけられないままでは、政策課題である待機児童の解消は見込めない。③安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。以上の理由から、私学助成の継続に反対であることを重ねて説明しました。

その後、「全保協の今後の対応方針について（案）」及び「私学助成を継続したままでの制度案に反対の緊急要望書（案）」について、採決が行われ、緊急要望書の表記を一部修正したうえで議案提案は承認されました。

なお、「全保協の今後の対応方針について」及び「私学助成を継続したままでの制度案に反対の緊急要望書」は次のとおりです。

平成 23 年 12 月 15 日

### 今後の対応方針について

1. 全国保育協議会、全国保育士会では、子ども・子育て新システムの制度案における私学助成の存続について、反対の陳情を実施する。
2. 子ども・子育て新システムに関する検討の場に参画し、全国保育協議会として譲れない事項について、明確に意見を述べ続ける対応をはかる。
3. 今後起こりうる事項に対しては、全国保育協議会の執行部である常任協議員会での協議・確認をもって、状況に応じた対応をはかる。

**私学助成を継続したままでの制度案に反対**

全国保育協議会  
会長 小川 益丸

全国保育士会  
会長 上村 初美

- 1 全国保育協議会、全国保育士会は、「子ども・子育て新システム」について、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革を実現し、次代の日本を担う子ども・子育て新システムが実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 2 しかしながら、「子ども・子育てに関する中間とりまとめについて（平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議決定）」以降に明らかになった、私学助成を継続したままでの制度案には、反対である。  
具体的には、次のような課題がある。
  - (1) 私学助成を別枠として整理することは、「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービスを提供する。」という給付設計の方針に反している。
  - (2) 総合施設（仮称）において、3 歳未満児の受け入れが義務づけられないままでは、政策課題である待機児童の解消は見込めない。
  - (3) 安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。
- 3 全国保育協議会、全国保育士会は、あらためて基本制度案要綱（平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定）のめざした方向に沿った制度設計を強く要望します。

翌日（12 月 16 日）は、緊急要望書により国会議員への陳情活動にあたり、小川会長より行動提起が行われました。あわせて、今後、子ども・子育て新システムの最終とりまとめや法案等の状況の変化に応じて、協議員による意見交換会を開催したいとの説明が行われました。その後、都道府県・指定都市保育組織の正副会長等による国会議員 270 名（12 月 22 日現在の集約）への陳情が行われました。陳情先は別紙（全保協ニュース No.11-19 付録①）をご参照ください。

また、本陳情活動および要望内容については、主要新聞社とテレビ局により構成されている「厚生労働記者会」や各業界専門紙等が中心となっている「厚生日比谷クラブ」を通じてマスコミ各方面への広報・周知を図りました。

## ◆小宮山厚生労働大臣に要望書を手交◆ ～私学助成の継続は現行制度への先祖帰りと言言～

12月16日の陳情活動では、小川会長と飯島、菊池、万田、上村、4名の副会長により小宮山洋子厚生労働大臣に直接要望書を手渡し、協議員総会での決議内容を伝えました。小宮山大臣からは、『子ども・子育て新システム』の今の制度案は、私学助成の継続により現行制度への先祖返りをしており、こういった課題が出てきたことは、許せない内容であり、制度案要綱の理念を守れるようにしたいと思っている。消費税の財源で「子ども・子育て」の柱を実現するために、0.7兆円を確保したいと思っており、これにより、保育士の処遇向上や配置基準の引き上げ等、移行のインセンティブが働くようにして、総合施設(仮称)は養護と教育の両方をしっかり行うところをしたいと思っている。私としては、子どもを守っていかうというその一念でやっている。そのためにも、社会保障と税と一体改革への応援をお願いしたい。」というお話をいただきました。



小宮山厚生労働大臣に要望書を手渡す本会正副会長

左から、上村初美副会長、万田康副会長、菊池繁信副会長、小川益丸会長、小宮山洋子厚生労働大臣、飯島俊勝副会長

## ◆平成23年度第4次補正予算案

### 安心子ども基金の積み増し・延長へ◆

去る12月20日、平成23年度第4次補正予算概算が閣議決定されました。その結果、安心子ども基金については、1年延長され平成24年度末までとなり、1,270億円(厚生労働省分1,234億円、文部科学省分36億円)の積み増しが行われることになりました。事業内容は、保育サービスの充実(待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施[年間約5万人の受け入れ定員増])、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実(子育て支援策に係る電子システム化の取組、東日本大震災によ

り被災した子どもの支援など)、ひとり親家庭への支援や社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化となっています。

なお、保育所の整備事業等については、平成 24 年度中に工事に着手し、25 年度に完了等が見込まれる場合は助成対象となります。

また、同日に平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働の 4 大臣の合意が行われ、その中で安心子ども基金の地域子育て創生事業（地方独自の事業へに補助）は平成 23 年度で終了することになりました。（詳細は、全保協ニュースNo.11-19 付録②をご参照ください）

## ◆社会保障と税の一体改革、社会保障分野の改革素案を 関係 5 閣僚会合で正式決定◆

～年内に、政府・与党としての一体改革全般の素案を取りまとめ～

政府は 12 月 20 日、社会保障・税一体改革関係 5 大臣会合を開き、政府・民主党の一体改革素案に盛り込む社会保障分野の改革案を正式決定しました。今後、政府の税制調査会などで議論を進めている消費税増税を中心とした税制改革案とあわせて、年内の一体改革素案の決定がめざされるところとなります。

上記素案は、次の 6 つの柱を個別改革項目として示しています。

- ① 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化
  - ・ 子ども・子育て新システムの創設
    - … 子どもを産み、育てやすい社会へ
- ② 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化
  - ・ 高度急性期への医療資源集中投入など入院医療強化、地域包括ケアシステムの構築等
    - … どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へ
- ③ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）
  - ・ すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得の年金受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮
    - … 全ての国民が参加できる社会へ
- ④ 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ
  - ・ 短時間労働者への社会保険適用拡大、被用者年金の一元化
    - … 出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度へ
- ⑤ 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現
  - ・ 若者をはじめとした雇用対策の強化、非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善等
    - … 誰もが働き、安定した生活を営むことができる環境へ
- ⑥ 社会保障制度の安定財源確保
  - ・ 消費税の使い道を、現役世代の医療や子育てにも拡大、基礎年金国庫負担 2 分の 1 の安定財源確保
    - … 現役世代への支援を強化し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合い

また、「子ども・子育て新システム」については、次のような記載がなされています。

## 1. 子ども・子育て新システム

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設。
- ☆ 恒久財源を得て、早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）設置や国の基本指針策定など可能なものから段階的に実施）
- ☆ 実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会に法案提出

### I 給付設計

#### (1) 幼保一体化

##### ① 給付システムの一体化

- ・ こども園給付（仮称）の創設（給付の一体化・強化）
- ・ 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）
- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定等）

##### ② 施設の一体化

- ・ 「総合施設（仮称）」の創設（学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供）

#### (2) 地域型保育給付（新設）

- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### (3) 延長保育事業、病児・病後児保育事業

#### (4) 放課後児童クラブ

#### (5) すべての子ども。子育て家庭への支援

- ① 子どものための現金給付
- ② 地域子育て支援事業（仮称）→ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ③ 妊婦健診

### II 新たな一元的システムの構築

- (1) 実施主体は基礎自治体（市町村）
- (2) 社会全体による費用負担
- (3) 政府の推進体制・財源を一元化
- (4) 子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

### III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充
- 職員配置の充実等の質の改善

- 新システム実施までの間も、子ども・子育てビジョンに基づき保育等の計画的基盤整備に取り組むとともに、新システム移行に向けた多様な保育の推進。

#### <平成 24 年度の主な関連施策等>

※ 一部を除き厚生労働省において平成 24 年度概算要求中

- 待機児童解消のため、保育所等の受け入れ児童数を拡大（運営費の確保）。
- 安心こども基金の延長等の検討
- 待機児童解消「先取り」プロジェクトによる新システムを見据えた対策（グループ型小規模保育事業、地方版子ども・子育て会議のモデル事業等）
- 放課後児童対策の充実

詳細については、下記 URL または、官邸ホームページ> 社会保障改革をご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/index.html#5daijin>



## ◆“子どもが真ん中”子ども家庭フォーラムを開催します！◆

～平成24年1月16日(月)全社協・灘尾ホールにおいて～

全国保育協議会をはじめとする児童福祉関係種別協議会は全国社会福祉協議会と共催で「子どもが真ん中」子ども家庭フォーラムを開催することとなりました。これは、例年、全国の子ども・子育て関係者が集い、今日的な課題について検討し、共通理解を図ることを目的にして開催しているものです。

本年は、『子ども・子育て新システム』の検討がすすめられ、また、地方においてもさまざまな子育て支援施策が打ち出されるなか、それらの施策を具現化するうえでの根底となる、子どもの育ちや子育て支援に関するあるべき理念や考え方は必ずしも明確にされておらず、また、さまざまな支援を行う関係者等においてもその共通理解が図られていない現状があります。このような状況をふまえ、「子ども・子育て支援の理念、考え方」を築きあげ共通理解を深めるとともに、望ましい子どもの育ちを保障し、子育て環境を創造するためにどのような取り組み実践を行い、政策課題につないでいくかについて、ともに考えあうフォーラムを開催します。ぜひご参加をくださいますようお願い申し上げます。

1. 期 日:平成24年1月16日(月)
2. 定 員:250人
3. 参加対象:全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方等
4. 参加費:2,000円(資料代)
5. 会 場:全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階)
6. 内 容

10:30 開会

10:40～12:20 連続レポート

### 「福祉関係者が描く、子どもを守り育む社会づくりのために大切にすべき共通理念とは」

児童福祉の各分野における団体・実践者が、子育て支援をめぐる個々の現状課題のなかで、いかに子ども・子育て支援のための理念や思いを描き、その実現に向けていかに実践に反映させているかを共有する。

全保協からのレポートは、佐藤秀樹副会長が行います。

[コーディネーター] 山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

13:10～15:35 シンポジウム

### 「これからの子どもの育ちと子育て環境のあるべき姿と、その実現に向けて」

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題が生じているなか、私たち関係者は、今後あるべき子どもの育ち・子育て環境をどのように捉え、その実現のために何をなすべきか。また、そのために構築されるべき施策は何か等について、様々な分野の実践者の想いと具体的実践をもとに検証する。

また、フォーラム参加者からも「子ども・子育てにとっての理想と考える社会と、その実

現に向けて必要なこと」の声を集め、紹介し、会場一丸となつてともに考えあう。

[シホシスト]成瀬 裕二 氏【熊本県合志市社会福祉協議会 事務局長】

天野 ひかり 氏【NPO法人 親子コミュニケーションラボ 代表】

鮎京 眞知子 氏【社会福祉法人 子どもの虐待防止センター理事・  
施設長 弁護士】

榊原 智子 氏【榊読売新聞社 生活情報部 記者】

[コーディネーター]山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

15:35～15:40 “子どもが真ん中”こども家庭フォーラム アピール！

本フォーラムとして、社会全体に向け、望ましい子育て・子育て環境と子どもを大切に  
する社会づくりにむけて、その優先的実現のために確認しあう理念等についてアピ  
ールをとりまとめ、発信する。

15:40 閉会

7. 参加申し込み締切り:平成 24 年 1 月 10 日(火)

\*申込みは、全国保育協議会ホームページ>新着情報から、申込用紙をダウンロードしてお  
申込みください。

# 陳情行動 訪問者リスト

(平成23年12月22日現在とりまとめ分)

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
北海道	今津 寛	自民党	
北海道	武部 勤	自民党	◎
北海道	松木 けんこう	無所属	
北海道	荒井 聡	民主党	
北海道	町村 信孝	自民党	
北海道	三井 辨雄	民主党	
北海道	鳩山 由紀夫	民主党	
青森県	横山 北斗	民主党	
青森県	江渡 聡徳	自民党	
青森県	大島 理森	自民党	
青森県	木村 太郎	自民党	
青森県	中野渡 詔子	民主党	
青森県	田名部 匡代	民主党	
青森県	津島 恭一	民主党	
青森県	高橋 千鶴子	共産党	◎
青森県	平山 幸司	民主党	
青森県	山崎 力	自民党	
宮城県	郡 和子	民主党	
宮城県	齋藤 恭紀	民主党	
宮城県	石山 敬貴	民主党	
宮城県	安住 淳	民主党	
宮城県	小野寺 五典	自民党	
宮城県	岡崎 トミ子	民主党	◎
宮城県	愛知 治郎	自民党	◎
宮城県	桜井 充	民主党	◎
秋田県	寺田 学	民主党	
秋田県	川口 博	民主党	
秋田県	京野 公子	民主党	
秋田県	高松 和夫	民主党	
秋田県	松浦 大悟	民主党	◎
秋田県	金田 勝年	自民党	
秋田県	石井 浩郎	自民党	
秋田県	寺田 典城	みんなの党	◎
山形県	遠藤 利明	自民党	◎
山形県	吉泉 秀雄	社民党	
山形県	鹿野 道彦	民主党	
山形県	和嶋 未希	民主党	
山形県	近藤 洋介	民主党	
山形県	加藤 紘一	自民党	
山形県	岸 宏一	自民党	
山形県	渡辺 孝男	公明党	
山形県	舟山 康江	民主党	
福島県	石原 洋三郎	民主党	

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
福島県	太田 和美	民主党	
福島県	玄葉 光一郎	民主党	
福島県	吉野 正芳	自民党	
福島県	渡部 恒三	民主党	◎
福島県	吉田 泉	民主党	
福島県	岩城 光英	自民党	
福島県	増子 輝彦	民主党	◎
福島県	金子 恵美	民主党	
福島県	森 まさこ	自民党	
福島県	荒井 広幸	新党改革	◎
福島県	小熊 慎司	みんなの党	◎
福島県	山口 和之	民主党	
茨城県	額賀 福志郎	自民党	
茨城県	大島 章宏	民主党	
茨城県	岡田 広	自民党	
茨城県	ぐんじ 彰	民主党	
栃木県	石森 久嗣	民主党	
栃木県	谷 裕之	民主党	
栃木県	上野 通子	自民党	
群馬県	宮崎 岳志	民主党	◎
群馬県	石関 貴史	民主党	
群馬県	柿沼 正明	民主党	
群馬県	佐田 玄一郎	自民党	
群馬県	上野 ひろし	みんなの党	
群馬県	加藤 修一	公明党	
群馬県	中島 政希	民主党	◎
群馬県	福田 康夫	自民党	
群馬県	小淵 優子	自民党	
群馬県	三宅 雪子	民主党	
群馬県	桑原 功	民主党	
群馬県	山本 一太	自民党	
群馬県	中曾根 弘文	自民党	
埼玉県	石田 勝之	民主党	
埼玉県	細川 律夫	民主党	
埼玉県	大島 敦	民主党	
埼玉県	小野塚 勝俊	民主党	◎
埼玉県	本多 平直	民主党	
埼玉県	神風 英男	民主党	
埼玉県	枝野 幸男	民主党	
埼玉県	西田 実仁	公明党	
千葉県	野田 佳彦	民主党	
千葉県	林 幹雄	自民党	
千葉県	岡島 一正	民主党	

## 陳情行動 訪問者リスト

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
千葉県	松崎 公昭	民主党	
千葉県	内山 晃	民主党	
千葉県	富田 茂之	公明党	
千葉県	森 英介	自民党	
千葉県	浜田 靖一	自民党	
千葉県	長浜 博行	民主党	
千葉県	猪口 邦子	自民党	
千葉県	石井 準一	自民党	
千葉県	水野 賢一	みんなの党	
東京都	菅原 一秀	自民党	
東京都	丸川 珠代	自民党	
東京都	中川 雅治	自民党	
東京都	大河原 雅子	民主党	
神奈川県	中塚 一宏	民主党	
神奈川県	甘利 明	自民党	
神奈川県	河野 太郎	自民党	
神奈川県	後藤 祐一	民主党	◎
神奈川県	神山 洋介	民主党	◎
神奈川県	小泉 昭男	自民党	
富山県	宮越 光寛	自民党	
富山県	橋 慶一郎	自民党	
富山県	野上 浩太郎	自民党	◎
富山県	森田 高	国民新党	
富山県	広野 ただし	民主党	
富山県	又市 征治	社民党	
富山県	柴田 巧	みんなの党	
石川県	奥田 建	民主党	
石川県	森 喜朗	自民党	◎
石川県	近藤 和也	民主党	
石川県	馳 浩	自民党	
石川県	北村 茂男	自民党	
石川県	杵掛 哲男	民主党	
石川県	田中 美絵子	民主党	
石川県	岡田 直樹	自民党	◎
石川県	一川 保夫	民主党	
福井県	稲田 朋美	自民党	◎
福井県	山本 拓	自民党	◎
福井県	高木 毅	自民党	◎
福井県	糸川 正晃	民主党	
福井県	松宮 勲	民主党	
福井県	山崎 正昭	自民党	◎
福井県	松村 龍二	自民党	◎
福井県	山谷 えり子	自民党	◎

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
山梨県	小沢 鋭仁	民主党	
山梨県	坂口 岳洋	民主党	◎
山梨県	後藤 斎	民主党	
山梨県	奥石 東	民主党	
山梨県	米長 晴信	民主党	
山梨県	小野 次郎	みんなの党	
長野県	篠原 孝	民主党	
長野県	下条 みつ	民主党	
長野県	羽田 孜	民主党	
長野県	矢崎 公二	民主党	
長野県	加藤 学	民主党	
長野県	北澤 俊美	民主党	
長野県	羽田 雄一郎	民主党	
長野県	吉田 博美	自民党	◎
長野県	若林 健太	自民党	
長野県	小坂 憲次	自民党	◎
愛知県	藤川 政人	自民党	
愛知県	鈴木 政二	自民党	
愛知県	丹羽 ひでき	自民党	
愛知県	中根 やすひろ	民主党	◎
愛知県	牧 義夫	民主党	◎
三重県	高橋 千秋	民主党	◎
三重県	芝 博一	民主党	
三重県	藤田 大助	民主党	
三重県	田村 憲久	自民党	◎
三重県	三ツ矢 憲生	自民党	
三重県	坂口 力	公明党	◎
三重県	岡田 克也	民主党	
三重県	川崎 二郎	自民党	◎
三重県	中井 治	民主党	◎
三重県	森本 哲生	民主党	
三重県	金森 正	民主党	
京都府	谷垣 禎一	自民党	
京都府	伊吹 文明	自民党	
京都府	二之湯 智	自民党	
京都府	山井 和則	民主党	
京都府	西田 昌司	自民党	◎
鳥取県	石破 茂	自民党	◎
鳥取県	赤澤 亮正	自民党	◎
鳥取県	川上 義博	民主党	◎
鳥取県	湯原 俊二	民主党	
島根県	竹下 亘	自民党	◎
島根県	細田 博之	自民党	◎

## 陳情行動 訪問者リスト

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
島根県	小室 寿明	民主党	
島根県	青木 一彦	自民党	
島根県	亀井 亜紀子	国民新党	
岡山県	村田 吉隆	自民党	
岡山県	平沼 赳夫	日本新党	
岡山県	あべ 俊子	自民党	
岡山県	逢沢 一郎	自民党	
岡山県	花咲 宏基	民主党	
岡山県	柚木 道義	民主党	
岡山県	加藤 勝信	自民党	
岡山県	津村 啓介	民主党	
岡山県	谷合 正明	公明党	◎
岡山県	片山 虎之助	たちあがれ日本	
岡山県	江田 五月	民主党	
広島県	松本 大輔	民主党	
広島県	橋本 博明	民主党	
広島県	空本 誠喜	民主党	
広島県	三谷 光男	民主党	
広島県	亀井 静香	国民新党	
広島県	和田 隆志	民主党	
広島県	菅川 洋	民主党	
広島県	中川 秀直	自民党	◎
広島県	佐藤 公治	民主党	◎
広島県	宮澤 洋一	自民党	
広島県	柳田 稔	民主党	◎
山口県	河村 建夫	自民党	
山口県	岸 信夫	自民党	◎
山口県	林 芳正	自民党	
山口県	安倍 晋三	自民党	
山口県	高村 正彦	自民党	
徳島県	後藤田 正純	自民党	◎
徳島県	高井 美穂	民主党	◎
香川県	大野 功統	自民党	◎
香川県	磯崎 仁彦	自民党	◎
香川県	小川 淳也	民主党	
香川県	玉木 雄一郎	民主党	
香川県	平井 たくや	自民党	
香川県	植松 恵美子	民主党	
愛媛県	山本 公一	自民党	◎
愛媛県	塩崎 恭久	自民党	◎
愛媛県	永江 孝子	民主党	
高知県	武内 則夫	民主党	◎
高知県	広田 一	民主党	

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
高知県	中谷 元	自民党	◎
高知県	石田 祝稔	公明党	◎
福岡県	麻生 太郎	自民党	
福岡県	古賀 誠	自民党	
福岡県	鳩山 邦夫	無所属	
福岡県	武田 良太	自民党	
福岡県	大家 敏志	自民党	◎
福岡県	神本 美恵子	民主党	
熊本県	福岡 健一郎	民主党	
熊本県	坂本 哲志	自民党	
熊本県	園田 博之	たちあがれ日本	
熊本県	金子 恭之	自民党	
熊本県	野田 毅	自民党	
熊本県	松野 頼久	民主党	
熊本県	江田 康幸	公明党	
熊本県	中島 隆利	社民党	
熊本県	松野 信夫	民主党	
熊本県	村松 祥史	自民党	
熊本県	藤末 健三	民主党	
熊本県	有村 治子	自民党	
熊本県	山東 昭子	自民党	
大分県	衛藤 征士郎	自民党	◎
大分県	東 順治	公明党	
大分県	重野 安正	社民党	
大分県	磯崎 陽輔	自民党	◎
大分県	衛藤 晟一	自民党	◎
大分県	吉田 忠智	社民党	◎
宮崎県	川村 秀三郎	民主党	◎
宮崎県	江藤 拓	自民党	
宮崎県	道休 誠一郎	民主党	◎
宮崎県	古川 禎久	自民党	
宮崎県	松下 新平	自民党	
宮崎県	外山 斎	民主党	
宮崎県	福島 みずほ	社民党	
鹿児島県	尾辻 秀久	自民党	
鹿児島県	森山 裕	自民党	
川崎市	笠 浩史	民主党	
川崎市	城島 光力	民主党	
川崎市	田中 和徳	自民党	
川崎市	樋高 剛	民主党	
川崎市	小泉 昭男	自民党	
川崎市	松 あきら	公明党	
横浜市	中西 けんじ	みんなの党	

## 陳情行動 訪問者リスト

県名	議員氏名	所属政党	◎本人対応
横浜市	水戸 将史	民主党	
横浜市	池田 元久	民主党	
横浜市	首藤 信彦	民主党	
横浜市	浅尾 慶一郎	みんなの党	
横浜市	田中 けいしゅう	民主党	
横浜市	牧山 弘恵	民主党	
北九州市	城井 崇	民主党	
北九州市	おがた 林太郎	民主党	
北九州市	山本 幸三	自民党	
北九州市	自味 庄三郎	国民新党	
北九州市	おおいえ 敏志	自民党	
福岡市	松山 政司	自民党	

事 務 連 絡  
平成23年12月20日

都道府県民生主管部（局）  
安心こども基金担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課 調整係

#### 平成23年度第4次補正予算案について

日頃より、安心こども基金の事業運営等にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成23年度第4次補正予算につきましては、本日、その概算について閣議決定が行われ、安心こども基金については、1年延長し、1,270億円（厚生労働省分1,234億円、文部科学省分36億円）の積み増しを行うこととなりましたので、お知らせいたします。

また、本日、「国と地方の協議の場」において、「子どもに対する手当」の協議が行われるとともに、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いが、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の4大臣の折衝により合意され、その中で安心こども基金の地域子育て創生事業（地方独自の事業への補助）を平成23年度で終了させることとなりました。

これにより、地域子育て創生事業については、平成24年度以降、年少扶養控除の廃止による地方財政の増収分により対応していただくこととなりますが、子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援などは、安心こども基金で継続して実施することとしています。

なお、安心こども基金の各事業の詳細につきましては、一部調整中の部分もあることから、その内容が固まり次第改めてお知らせいたしますが、そのお知らせに合わせ、各都道府県への配分額の基礎資料とするための調査をお願いすることとしています。

つきましては、年末のお忙しい時期の依頼となりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。

（照会先）  
厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局総務課  
課長補佐 度会（内線7819）  
調整係長 稲田（内線7830）

## 安心こども基金の積み増し・延長(平成23年度第4次補正予算案の概要)

○安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する。

**積み増し額： 1, 234億円 (厚労省、文科省の合計は、1, 270億円)**

**実施期限：平成24年度末まで延長(※)**

※ 保育所の整備事業等については、24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合は助成対象とする。

### 【事業内容】

#### ○保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施 (年間約5万人の受入れ定員増)

#### ○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

子育て支援策に係る電子システム化の取組、東日本大震災により被災した子どもの支援 など

#### ○ひとり親家庭への支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援 など

#### ○社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援 など

#### ○児童虐待防止対策の強化

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上 など



## 平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて

1. 平成 24 年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 24 年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 3 歳未満の子ども一人につき月額 15,000 円を、3 歳以上小学校修了までの子ども（第 1 子・第 2 子）一人につき月額 10,000 円を、3 歳以上小学校修了までの子ども（第 3 子以降）一人につき月額 15,000 円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額 10,000 円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000 円を支給する。
  - (2) 所得制限は 960 万円（夫婦、子ども 2 人）を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成 24 年 6 月分から適用する。
  - (3) 所得制限額未満の被用者に対する 3 歳未満の子どもに係る手当の費用の 15 分の 7 を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が 2 対 1 の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1 対 1 とする。
  - (4) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (5) 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
2. 平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減（(1) 及び (3) において「年少扶養控除の廃止等」という。）による地方財政の増収分については、平成 21 年 12 月 23 日付け 4 大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨及び平成 22 年 12 月 20 日付け 5 大臣合意において「子ども手当及びこれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方」を幅広く検討するとされている趣旨を踏まえ、1. (3) に掲げる費用負担による子どものための手当の負担として充てる（24 年度：1,087 億円）ことに加え、次のとおり国と地方の負担調整等を行う。
  - (1) 平成 24 年度の取扱い
    - ①平成 22 年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金（所要額：1,353 億円）について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い、整理する。
    - ②平成 24 年度税制改正における環境性能に優れた自動車の取得に係る自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金（所要額：500 億円）の措置を国費から地方財政の増収分に振り替える。

③地方の自由度の拡大に併せ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。(1,841億円)

- ・子育て支援交付金(次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業に限る。)(93億円)
- ・地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助。平成24年度からは、地方財政の増収分に対応する。)(124億円)
- ・子ども手当事務取扱交付金(98億円)
- ・国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)
- ・これらの措置による地方の事業の内容については、地方の裁量を尊重するため、国は、法令上の基準を新たに設けないこととする。

④平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用する。(269億円)

(2)特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

(3)平成25年度以降の取扱い

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方財政の追加増収分及び2.(1)④の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

(4)子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。

3.国民健康保険制度に関して、以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれている市町村国保の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源(～2,200億円程度)については、社会保障・税一体改革成案を具体化する中で、措置する。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

(1)平成22年度から平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する(平成27年度)。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する。なお、財政安定化支援事業については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

(2)都道府県単位の共同事業について、事業対象を全ての医療費に拡大する(平成27年度)。なお、共同事業の拠出割合は、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。

(3) 財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする(平成24年度)。

4. 「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、2.に掲げる平成24年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成23年12月20日

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主党政調査会長

全社児福発第 454 号  
平成 23 年 12 月 22 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全 国 保 育 協 議 会  
会 長 小 川 益 丸  
〔公印略〕

### 「“子どもが真ん中” 子ども家庭フォーラム」への参加勧奨について

本会事業の推進に関しましては、日頃よりご高配を賜り深謝申し上げます。

さて全国社会福祉協議会では、本会をはじめとする児童関係種別協議会共催のもと、別添のとおり「“子どもが真ん中” 子ども家庭フォーラム」を開催することとなりました。

『子ども・子育て新システム』をはじめ、さまざまな子育て支援施策が打ち出されているなか、それらの施策を具現化するうえでの根底となる、子どもの育ちや子育てに関するあるべき理念や考え方は必ずしも明確にされておらず、また、さまざまな支援を行う関係者等においてもその共通理解が図られていない現状があります。

本フォーラムでは、全国の子ども・子育て関係者が集い「子ども・子育て支援の理念、考え方」を築きあげ共通理解を深めるとともに、望ましい子どもの育ちを保障し、子育て環境を創造するためにどのような取り組み実践を行い、政策課題につないでいくかについて、ともに考えあいます。

今後のより良い子どもの育ちを築くうえで、保育実践にむけた姿勢やあり方を研究する有意義な機会となりますので、ぜひ多くの方々へのご周知を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお全国社会福祉協議会児童関係 5 種別会長等会議において、全国保育協議会・全国保育士会より関係者 160 名の本フォーラムへの参加を期する旨の合意がなされました。各都道府県・指定都市保育協議会におきましては、是非とも複数名以上の参加を賜りますよう、ご検討のほど重ねてお願い申し上げます。

※ 全国保育協議会ホームページのトップに、本フォーラムのご案内が掲載されておりますので、広報等の際には是非ご活用ください。

#### <お問い合わせ先>

全国社会福祉協議会 児童福祉部 担当：武田、宮崎、今井、藤咲、高柳

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

# “子どもが真ん中” 子ども家庭フォーラム

## ～いま私たちは、いかに子どもを育て、 望ましい子育て環境を創造するか～

### 1. 趣旨

少子化がいつそうすすみ、子ども・子育てにかかる課題も多様化しているこにちの社会環境のなか、国では「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」をめざす『子ども・子育て新システム』の検討がすすめられ、また、地方においてもさまざまな子育て支援施策が打ち出されています。しかし、それらの施策を具現化するうえでの根底となる、子どもの育ちや子育て支援に関するあるべき理念や考え方は必ずしも明確にされておらず、また、さまざまな支援を行う関係者等においてもその共通理解が図られていない現状があります。

そこで、子ども・子育てに関わる多分野の者が集い、「子ども・子育て支援の理念、考え方」を築きあげ共通理解を深めるとともに、望ましい子どもの育ちを保障し、子育て環境を創造するためにどのような取り組み実践を行い、政策課題につないでいくかについて、ともに考えあうフォーラムを開催します。

2. 主催 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

### 3. 共催

全国保育協議会 全国保育士会 全国児童養護施設協議会 全国乳児福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会

### 4. 後援(予定)

全国里親会 全国情緒障害児短期治療施設協議会 全国児童自立支援施設協議会 全国自立援助ホーム連絡協議会 全国児童家庭支援センター協議会 全国学童保育連絡協議会 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

5. 日時 平成24年1月16日(月)

6. 定員 250人

7. 参加対象 全国の児童福祉施設関係者や社会福祉協議会関係者等子ども家庭福祉を推進する機関・団体等関係者、マスコミ関係者、子ども・子育てに関心のある方等

8. 参加費 2,000円(資料代)

## 9. 会場

全社協・灘尾ホール

(〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階)

## 10. 内容

10:30

開会

(あいさつ：全国社会福祉協議会)

10:40~12:20 連続レポート

### 「福祉関係者が描く、子どもを守り育む社会づくりのために大切にすべき共通理念とは」

児童福祉の各分野における団体・実践者が、子育て支援をめぐる個々の現状課題のなかで、いかに子ども・子育て支援のための理念や思いを描き、その実現に向けていかに実践に反映させているかを共有する。

- 全国保育協議会
- 全国保育士会
- 全国児童養護施設協議会
- 全国乳児福祉施設協議会
- 全国母子生活支援施設協議会
- 全国学童保育連絡協議会
- NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

[コーディネーター]

山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

12:20~13:10 昼食休憩 (50分間)

13:10~15:35 シンポジウム

### 「これからの子どもの育ちと子育て環境のあるべき姿と、その実現に向けて」

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題が生じているなか、私たち関係者は、今後あるべき子どもの育ち・子育て環境をどのように捉え、その実現のために何をなすべきか。また、そのために構築されるべき施策は何か等について、様々な分野の実践者の想いと具体的実践をもとに検証する。

また、フォーラム参加者からも「子ども・子育てにとっての理想と考える社会と、その実現に向けて必要なこと」の声を集め、紹介し、会場一丸となってともに考えあう。

[シンポジスト]

成瀬 裕二 氏【熊本県合志市社会福祉協議会 事務局長】

天野 ひかり 氏【NPO法人 親子コミュニケーションラボ 代表】

鮎京 眞知子 氏【社会福祉法人

子どもの虐待防止センター理事・施設長 弁護士】

榊原 智子 氏【榊原新聞社 生活情報部 記者】

[コーディネーター]

山縣 文治 氏【大阪市立大学 教授】

15:35~15:40 “子どもが真ん中” こども家庭フォーラム アピール!

本フォーラムとして、社会全体に向け、望ましい子育て・子育て環境と子どもを大切にする社会づくりにむけて、その優先的実現のために確認しあう理念等についてアピールをとりまとめ、発信する。

15:40 閉会

### 11. 参加申込・締め切り

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、名鉄観光サービス株式会社新霞が関支店までFAX等にてお申し込みください（締切日前であっても、定員になった場合は締め切ることがあります）。

【申込期日】平成24年1月10日（火）

【申込先】名鉄観光サービス株新霞が関支店（担当：波多野）

FAX 03-3595-1119 TEL 03-3595-1121

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階

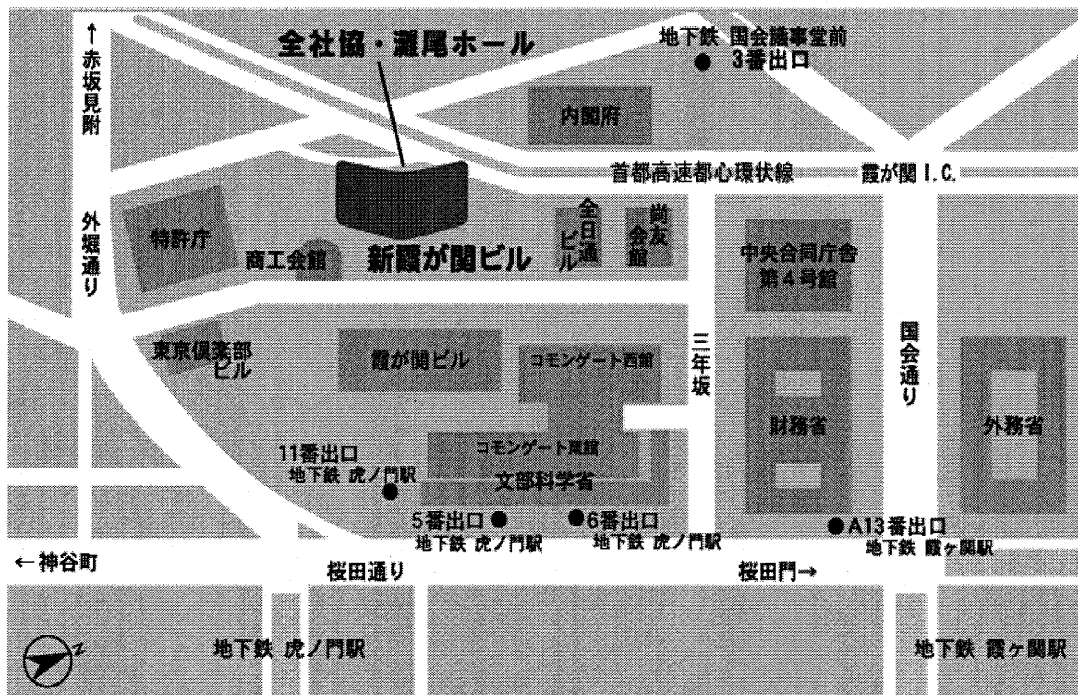
### 12. フォーラムに関する問合せ先

全国社会福祉協議会・児童福祉部／担当：武田、宮崎、今井、藤咲、高柳

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

#### 【会場地図】



- 【アクセス】
- ・地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5番出口より徒歩5分
  - ・地下鉄千代田線／丸の内線／日比谷線「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩8分

# “子どもが真ん中” 子ども家庭フォーラム

## 参加・昼食 申込書

申込締切日平成 24 年 1 月 10 日 (火) 定員に達した時点で締切とさせていただきます。

### 【お申し込み先】

### FAX 03-3595-1119

名鉄観光サービス(株) 新霞が関支店 担当：波多野 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL:03-3595-1121

都道府県・指定都市名				申込日	月	日
ふりがな				所 属 種別協・社協等の区分	<input type="checkbox"/> 全国保育協議会 <input type="checkbox"/> 全国保育士会 <input type="checkbox"/> 全国児童養護施設協議会 <input type="checkbox"/> 全国乳児福祉協議会 <input type="checkbox"/> 全国母子生活支援施設協議会 <input type="checkbox"/> 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に )	
氏 名					該当□にレ印を付けてください(必須)	
勤務先 (施設名等)				役 職 名		
連絡先住所等 (勤務先住所等)  必要時の連絡先となります	〒	※郵便番号・住所は正確にご記入ください。				
	住 所					
TEL	FAX		申込担当者名 (連絡先)			
昼 食 (1/16 フォーラム当日)	<input type="checkbox"/> 申し込みます		<input type="checkbox"/> 申し込みません		お弁当 1,000 円 お茶付 消費税込 事前に送付する券と引き換えに、当日お渡します	

◆締切日以降に参加券および参加費等の振込依頼書をお送りします。到着後ご送金手続きをお願いします。

◆変更・取消が生じた場合は本申込書を変更箇所がわかるよう訂正の上再度ご送信ください。

### 下記テーマについて、ご参加のみなさまの声を聞かせください

あなたが考える、子どもを大切にできる社会、または子育てしやすい理想の社会とはどんな社会ですか？また、それを実現するために何が必要だと考えますか？

◆お寄せいただいた声は、本フォーラムのシンポジウムにその内容を紹介させていただく場合があります。

また一部を、当日会場のホールロビーに掲載いたします。

※掲載を望まない方(あるいは匿名とされたい方)は、その旨をご記入ください。

【上記テーマについての意見記入欄】

※この意見の、シンポジウムでの紹介やロビー掲示について、□にレ印をお付けください。

□紹介・掲示してよい (氏名・勤務先とも)   □匿名扱いであれば紹介・掲示してよい   □紹介・掲示はしないでほしい